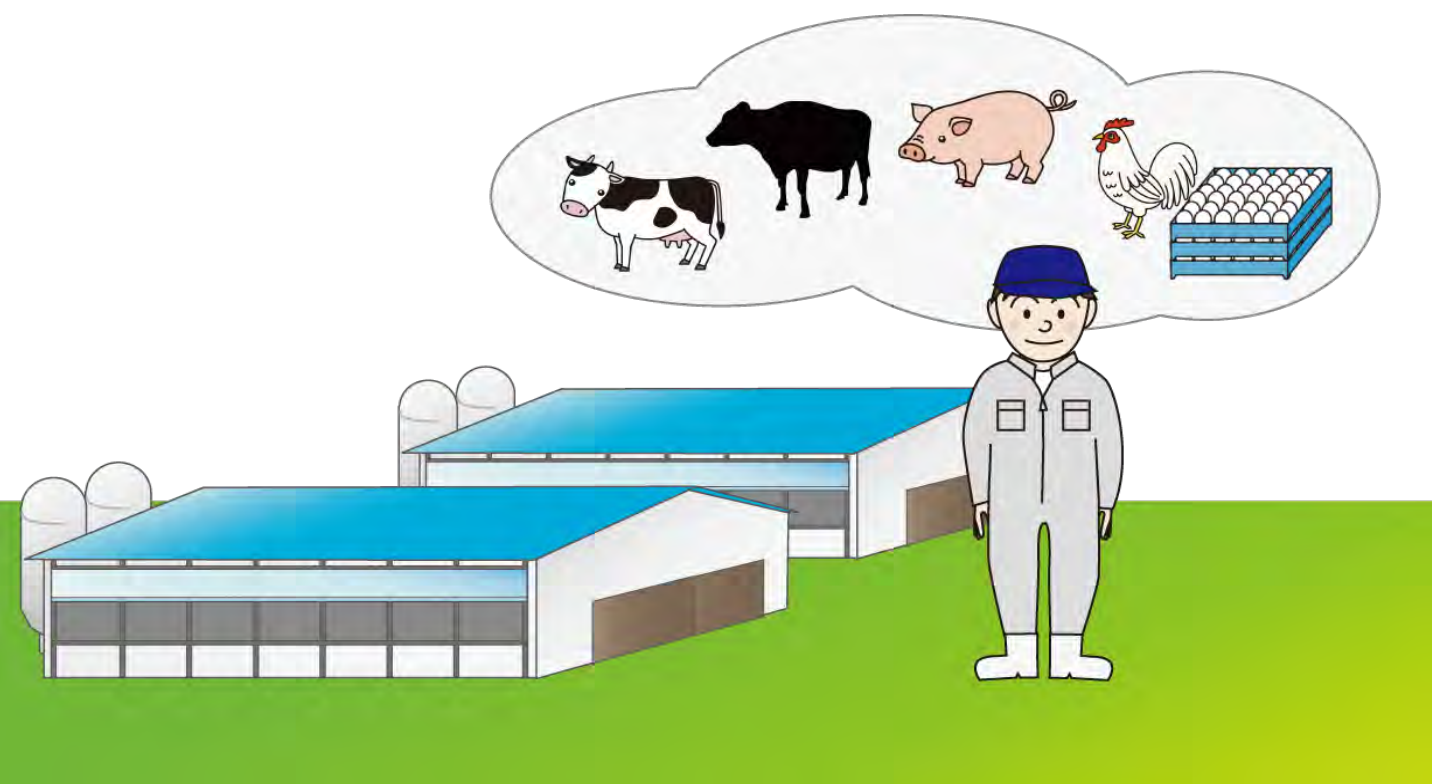


# 食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

## 各論 畜産業編



平成 28 年 3 月  
農 林 水 産 省



## はじめに

### 背景

トレーサビリティ（traceability）は、trace（追跡）とability（可能性、能力）の2つの単語を合わせた言葉で、食品のトレーサビリティとは、食品の移動を把握できることを意味します。

日ごろから食品を取り扱った記録を残すことにより、万が一、健康に影響を与える事件・事故が起きたときの迅速な製品回収や原因究明のための、経路の追跡と遡及、表示が正しいことの確認などに役立ちます。責任の所在を明確にし、事業者自身を守ることにもつながります。

日本の畜産業においては、牛と牛肉に関しては、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下、牛トレーサビリティ法）により、事業者に対してトレーサビリティの取組みが義務づけられていますが、飼料・医薬品、生産物（生乳）、副産品（内臓、堆肥など）はこの制度の対象になっていません。

一方、牛以外の動物・畜産物や飼料については、食品衛生法等の法令において、記録の作成・保存に努めなければならないとされるにとどまっています。そのため、事業者は、食品事故等が起きたときの人々の健康への影響、取引先からの要望、取り組む際のコスト等を総合的に考えて、入荷から出荷までのどの工程で、記録の作成・保存等に関してどのような取組みをするか、みずから判断する必要があります。

そのためには、個々の事業者が具体的に何をすべきかを、より分かりやすく説明したものが望まれます。

### 「実践的なマニュアル」の特徴

この「実践的なマニュアル 各論 畜産業編」は、畜産業と畜産業の関連事業（集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業など）の関係者がこれからトレーサビリティに取り組んだり、またその取組みを見直して向上させるためのマニュアルです。

マニュアルでは、事業者の規模にかかわらず、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」で示された食品のトレーサビリティを確保するための基本事項に取り組めるよう、まずは各業種別の「トレーサビリティの取組要素とチェックリスト」を使って、事業者がみずからの取組状況を確認した上で、徐々にステップアップできるように解説しています。

この「実践的なマニュアル」は、農林水産省「食品トレーサビリティ促進委託事業」により、さまざまな業種の取組事例の取材と、食品業界関係者、学識経験者、自治体、消費者等をあつめた検討会・分科会で議論を重ねて作成されました。



食品トレーサビリティシステム導入の手引き（平成15年3月初版、平成19年3月第2版）  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/pdf/tebiki\\_rev.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/pdf/tebiki_rev.pdf)

## 読んでいただきたい方

「実践的なマニュアル」シリーズは、特に中小規模の事業者や団体に利用いただくことを想定して作成しています。

「畜産業編」は、特に以下の立場の方に読んでいただきたいマニュアルです。

- 規模の大きさや会社経営かどうかにかかわらず、事業者のなかで、トレーサビリティに関連する業務の手順を組み立て、記録様式を作成・管理する責任者。また、トレーサビリティの取組みについて意思決定をする経営者。
- 生産者団体などにおいて、生産者の取組みを確認・支援する担当者。



※「実践的なマニュアル」は、作業を行うための業務マニュアルではありません。本マニュアルを参考にして、必要に応じて業種別や事業者内（もしくは、業界内）で現場に即した業務マニュアルを作成または見直しましょう。

## 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 畜産業編

## 目次

1 トレーサビリティが必要な理由 .....	1
2 本マニュアル「各論 畜産業編」の使い方 .....	2
2.1 対象とする業種の範囲 .....	2
2.2 対象とする事業の範囲 .....	3
2.3 読み進め方 .....	5
3 ステップの構成 .....	6
4 ステップ1 出生元・入荷先・出荷先の特定 .....	9
4.1 出生の記録 .....	10
4.2 入荷の記録 .....	12
4.3 出荷の記録 .....	14
4.4 販売の記録（消費者に直接販売する場合） .....	16
5 ステップ2 ものの識別 .....	17
5.1 素畜の識別 .....	19
5.2 飼料・医薬品の識別 .....	23
5.3 飼育動物の識別 .....	27
5.4 生産物（生乳、鶏卵）の識別 .....	33
6 ステップ3 識別したものの対応づけ .....	36
6.1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ .....	38
6.2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ .....	38
6.3 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応づけ （内部トレーサビリティ1） .....	39
6.4 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ2） .....	45
6.5 ロットと出荷先の対応づけ .....	47
7 記録の保存・伝達 .....	48
7.1 記録の保存 .....	48

以下の事項は、業種にかかわらず共通する取組みなので、各論には掲載していません。総論を参照してください。

- 7.2 出荷先へのロット番号の伝達
- 7.3 トレーサビリティの検証
- 8 緊急時の追跡・遡及への備え



【巻末資料】 畜産業の関連事業における トレーサビリティのステップと取組要素	50
.....	50
(1) 集送乳業 .....	50
(2) と畜・解体業 .....	52
(3) 食鳥処理業 .....	55
(4) 鶏卵選別包装業 .....	57

# 1 トレーサビリティが必要な理由

パック包装された鶏卵製品を購入した消費者から、『ゆで卵を作って食べたときに魚臭い』というクレームが数件寄せられた。原因を究明して、製品の品質を改善したい。



飼育中の動物に対して、いつ、どの医薬品を、どの飼育群に投与したのか、法律では努力義務となっていたため、正確に記録していなかった。問い合わせを受けた場合に、正確な情報提供ができない状態だった。



これらは他人事ではありません！

トレーサビリティに取り組んでいたら…

『ロットを特定し、迅速に原因究明！』

パックに印刷された識別記号をもとに記録を調べ、採卵した鶏舎とその鶏舎で給与した飼料を特定した。飼料の配合割合を見直すことにより商品の品質改善を図ることができた。



『正確な情報提供ができる！』

投薬の状況とその効果を正確に把握でき、問い合わせがあれば報告もできるようになった。正確に記録することを従業員に徹底したことで、結果的に医薬品の利用を減らすことにつながった。



## ■ トレーサビリティが問われた事例

### 【事例1】

問題： 2011年、飼料として給餌した稲わらが放射性物質に汚染されていたことが原因で、肉用牛から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出され、出荷停止となった。

対応： 放射性セシウムの検出が発覚する前に、同じ農家から出荷した肉用牛がすでに流通していたため、そのロットを特定し、個体識別番号等をもとに生産段階から流通段階へ追跡して、当該製品の回収を依頼し、被害の拡大を抑えることにつながった。

### 【事例2】

問題： 1999年、ベルギー産の鶏肉、鶏卵から高濃度のダイオキシンが検出され、当該製品及び当該製品を原料とした加工品がヨーロッパを中心に販売停止となった。

課題： 家畜飼料用原料の油脂が汚染されていたことが原因と判明した。畜産業者において、飼料の入荷記録、給餌記録の保存や対応づけを行っていれば、自身が出荷したロットに問題がないことを示すことができた。

これらの事例のように、畜産業者自身に過失がなくても、大規模な事故が生じることがあります。このとき十分なトレーサビリティが確保されていれば、迅速で範囲を絞った回収ができ、原因究明も進めやすくなります。食品の流通が早く正常な状態に戻るため、事業者側の損害も抑えることができます。

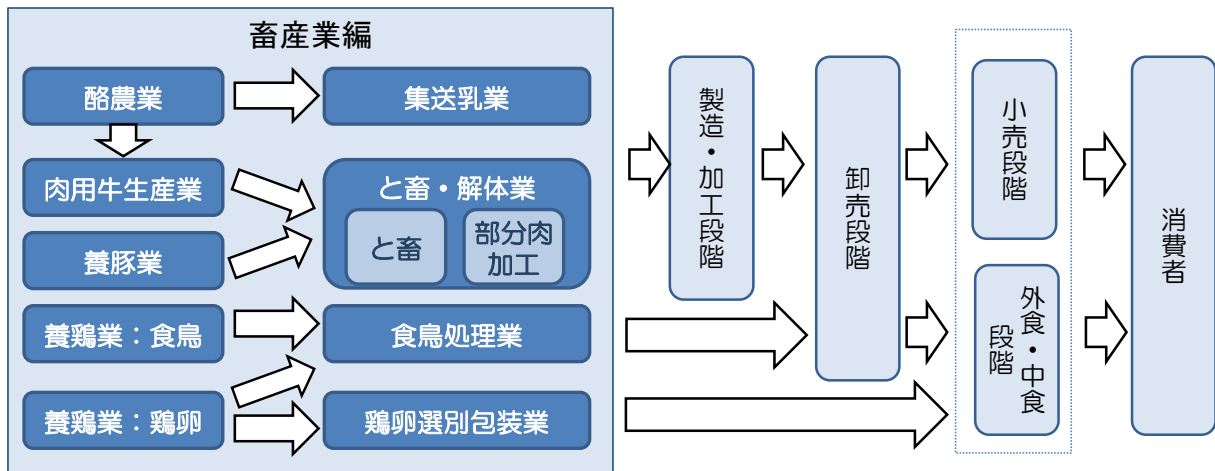


## 2 本マニュアル「各論 畜産業編」の使い方

### 2.1 対象とする業種の範囲

本マニュアルは、酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業（食鳥・鶏卵）、集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業（GP事業）を対象にしています。

種豚場及び種鶏場、ふ卵場、育雛場、育成農場（子牛から成牛まで育成）については、本マニュアル内で詳しく解説をしておりますが、養豚業や養鶏業（食鳥・鶏卵）、肉用牛生産業（繁殖農家）のための記述を参考に、みずからの取組みを確認するとよいでしょう。



#### One Point!

##### 【動物の飼育や生産物の収集等を委託している場合のトレーサビリティの取組み】

畜産業者が、素畜や飼料・医薬品の入荷から飼育動物や飼育動物から収集した生産物の出荷までの間で、飼育、生産物の収集（たとえば搾乳）などの作業の全部または一部を委託している場合には、識別や記録の作成などのトレーサビリティに関わる業務についても、あわせて委託することがあります。そのような場合であっても、トレーサビリティを確保する一次的な責任は、委託先ではなく畜産業者自身にあります。委託先とよく相談しましょう。コントラクターに自給飼料の生産や、調製・配合を委託する場合も同様です。自給飼料の生産については p23 の One Point、調整・配合については p41 の One Point を参照してください。

具体的には、以下のように進めるとよいでしょう。

- ①まずは、畜産業者自身がマニュアルを読み、取り組むべきステップを決めた上で、委託先に対し、必要な取組みを求めましょう。
- ②その際、委託先にもマニュアルを読んでもらい、畜産業者と委託先でトレーサビリティにそれぞれどのように取り組むか、相談した上で決めましょう。
- ③なお、トレーサビリティのための記録を、畜産業者と委託先のどちらが保存するとしても、いつでも参照できるようにしましょう。業務委託契約が終了したあとも、記録を一定期間保存しましょう。



## 2.2 対象とする事業の範囲

### 畜産業

畜産業については、日本標準産業分類をもとに、以下の表に該当する事業を取り扱います。

日本標準産業分類		
(中分類)	(小分類)	該当する事業(細分類)
01 農業	012 畜産農業 (「0125 畜産類似業」、 「0126 養蚕農業」と「0129 その他の畜産農業」は除く)	0121 酪農業 0122 肉用牛生産業 0123 養豚業 0124 養鶏業

注：「0134 畜産サービス業（獣医業を除く）」は、本マニュアルの対象から除く。

0134 畜産サービス業（獣医業を除く）：主として請負で種付け、人工授精又は授精卵移植、育成、種卵採取、心卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。（日本標準産業分類（平成25年10月改定）より一部引用）

### Q&A 1

**Q 牛トレーサビリティ法の対象業種にも、このマニュアルは役立ちますか？**

A 牛トレーサビリティ法は、牛と牛肉のトレーサビリティが確保できる取組みを定めています。一方、この「実践的なマニュアル 畜産業編」では、牛トレーサビリティ法では定めのない、飼料・医薬品・生産物（生乳）・副産品（内臓、堆肥等）の取扱いの記録等についても解説しています。したがって、酪農業、肉用牛生産業でもお役に立ていただけます。

### 畜産業の関連事業

畜産業の関連事業として、集送乳業、と畜・解体業、食鳥処理業、鶏卵選別包装業（GP事業）も対象です。なお、本マニュアルの「4 ステップ1」から「6 ステップ3」は、畜産業向けに記載しています。畜産業の関連事業の取組内容は、巻末資料「畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素」（p50～p58）をご覧ください。

業種	説明
集送乳業	酪農家が搾乳した生乳をローリー車で集乳し、生乳の処理、乳製品の製造業者に出荷する事業。
と畜・解体業	食用に供する目的で獣畜をと殺・解体する事業（と畜業）。なお、と殺・解体から、部分肉加工まで一貫して行う事業を含む。
食鳥処理業	食用に供する目的で食鳥をと鳥し、または解体する事業。
鶏卵選別包装業 (GP事業)	養鶏業者が採卵、出荷した原料鶏卵を洗浄、計量・選別、包装し、鶏卵を出荷する事業。

注：部分肉加工のみを行う場合は、「実践的なマニュアル 製造・加工業編」を参照。

Q&A 2

Q 畜産業者が、自身で生産した畜産物（鶏卵）を使用、またはみずから生乳の処理を実施、生体のと畜等を委託し、それらを原料として食品加工を行う場合は、どこを参照するとよいですか？

A 「実践的なマニュアル 製造・加工業編」を参照することをお奨めします。  
原則として、畜産業者は生産と加工を別の部門とみなし、加工部門については「製造・加工業編」を読み、適切なトレーサビリティを確保しましょう。

## 2.3 読み進め方

トレーサビリティの取組みの意味や効果を理解してから、業務の手順を組み立てたい人は、総論から先に読んでください。すぐに実践したい人は、業種別の各論から先に読むとよいでしょう。

本マニュアルでは、主に畜産業における取組みのステップと取組要素について解説しています。畜産業の関連事業は、巻末資料の「畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素」で、主要な取組み内容を述べていますので、参考にしてください。各論については、以下の流れに沿って読むとよいでしょう。

① まず畜種や業種に対応したチェックリスト(別冊)により、みずからのトレーサビリティの取組みがどのステップまでできているか確認します。

畜産業のチェックリストは各畜種・業種の別冊をご覧ください。

② 次に、実施できていない、または取組みを進めたいステップの説明を読み、取り組むべきステップの内容を確認してください。

生産者団体に所属している場合には、取り組むべきステップを定めるにあたり、団体の指導担当者と相談するとよいでしょう。

③ 取り組むべきステップについての解説に留意しながら、業務の作業手順を組み立てます。それにもとづいて、作業を実行し、手順どおりに作業できているか管理しましょう。

各取組要素のチェックリストを見て、分からない部分があれば、取組要素別の「解説」をご覧ください。

④ チェックリストに戻り、次のステップに取り組みましょう。最終的には、ステップ3まで取り組ましましょう。

### 【参考】「実践的なマニュアル」シリーズの構成

「実践的なマニュアル」シリーズは、以下の3種類の冊子で構成されています。

実践的なマニュアル 総論

#### 【理論編】

- ..... ○取組みの意味、効果
- ..... ○各ステップの取組み内容
- ..... ○用語の解説

実践的なマニュアル 各論

#### 【実践編】

- ..... ○各業種が対象とする範囲
- ..... ○各業種における各ステップの取組みの対象と進め方
- ..... ○取組みのヒント (One Point!) や取組事例の紹介

実践的なマニュアル 取組手法編

- ..... ○業種別の各論マニュアルを補完
- ..... ○様式集や現場で活用できるその他の手法

※すべて下記の農林水産省 web サイトからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

### 3 ステップの構成

畜産業には、様々な畜種や飼育動物からの生産物（生乳、鶏卵）がありますが、入荷から出荷までの流れに注目すると、大きく2つに分類することができます。

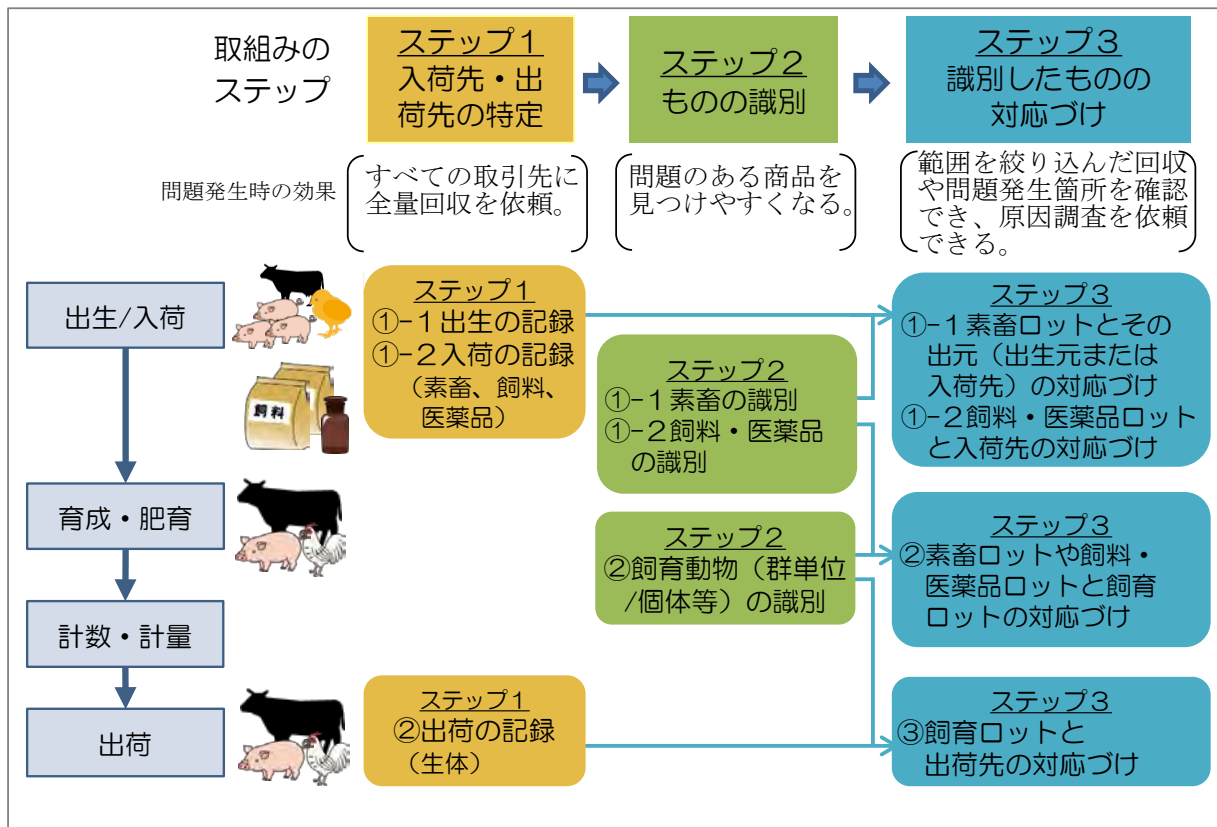
A 飼育した動物（生体）を出荷する：肉用牛生産業、養豚業、養鶏業（食鳥）

B 飼育した動物の生産物を収集し出荷する：酪農業および養鶏業（鶏卵）

A・B それぞれの取組みのステップと取組要素は図1-A、1-Bのとおりです。

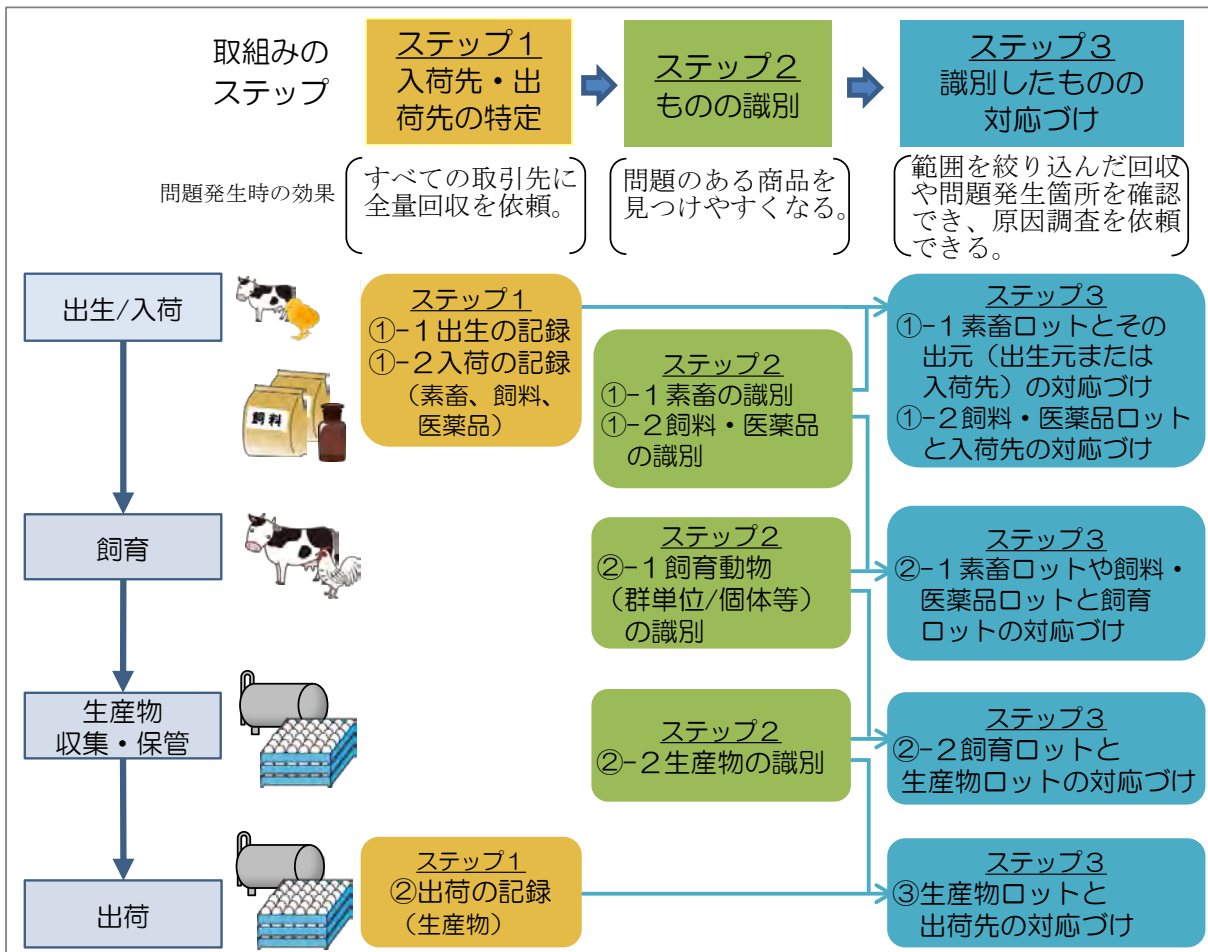
なお、畜種や業種ごとの取組みのステップと取組要素およびチェックリストは、別冊をご参照ください。

図1-A 取組みのステップと取組要素（飼育動物を出荷する場合）



注)「素畜ロット」「飼育ロット」等の用語については、p18 をご覧ください。

図 1-B 取組みのステップと取組要素（飼育動物の生産物を収集し出荷する場合）



**One Point!**

【畜産業におけるトレーサビリティと飼育管理記録との関係】

飼育管理記録は、食品安全の観点から、法令（医薬品医療機器等法）の定め（休薬期間など）を満たしているかを、通常出荷前に確認できるようにするのが目的です。

それに対し、トレーサビリティは、入荷してから出荷するまでのものの移動を把握できるようにします。事前の予測が困難な問題が発生したときの原因究明や回収に役立ちます。

すでに飼育管理記録を中心に取り組んでいる場合にも、チェックリストを使って、現在の記録によりトレーサビリティの取組要素が確保されているか確認し、必要に応じて改善しましょう。

## どのステップまで取り組むかの検討

ステップ1は、すべての事業者に確実に取り組んでほしい内容です。日常の取引で使用される納品書や送り状があれば、それを保存することで達成できるので、新たなコストはあまり生じません。

一方、ステップ2やステップ3の取組みは、実施に伴いコストが生じます。どこまで取り組むかは、効果とコストのバランスを考慮し、みずから判断することが必要です。

効果とは、一つには問題発生時の消費者の健康被害の拡大を防ぐことができることです。特にステップ3の取組みは、回収対象の限定、責任の明確化など、事業者自身の損失を小さくするメリットがあります。

### ■取組事例について

本書には「取組事例」を掲載しています。

左側に「基本」「課題対応」と分類を示しました。みずからの取組内容を確認し、作業手順を組み立てる際など、参考にしてください。

- 基本：基本的・代表的な取組みの事例
- 課題対応：取り扱う品目や取引形態の事情や課題に応じて工夫して取り組んでいる事例

## 4 ステップ1 出生元・入荷先・出荷先の特定

ステップ1では、出生、入荷、および出荷の記録の作成・保存に取り組みます。

欧州連合では、食品と食品生産のための動物、飼料全般について、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存が事業者に義務づけられています。

### ①-1 出生の記録



【内容】 出生に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どの出生元（母牛や母豚）から、③どの素畜（子牛や子豚）が、④どれだけ 出生したか

【効果】

- 出生元（母牛や母豚）に何か問題が見つかった場合、素畜（子牛や子豚）を特定し調べることができる。
- 出生元に問題がなかったか、原因を探索することができる。
- 品種やブランドを表示・伝達する際、その根拠を示すことができる。

該当業種＝酪農業、肉用牛生産業、養豚業

### ①-2 入荷の記録（素畜、飼料・医薬品）



【内容】 入荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこから、③何を、④どれだけ 入荷したか

【効果】

- 入荷先を確実に特定することができる。
- 問題のある素畜や飼料・医薬品を入荷していないか、すぐに調べることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

### ② 出荷の記録



【内容】 出荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこへ、③何を、④どれだけ 出荷したか

【効果】

- 出荷先を確実に特定することができる。
- 問題のある商品を含む全量回収になるが、出荷先に対して回収依頼を確実に伝達でき、事故が起こったときに消費者の健康被害の拡大を防止することができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

### ③ 販売の記録（消費者に直接販売する場合）



【内容】 販売に関する情報を記録し、保存する。

①いつ、②何を、③どれだけ 販売したか

【効果】

- 販売済みの商品がどれだけあるのか把握することができ、事故が起こったときに消費者に商品回収を呼びかけることで、健康被害の拡大を防止できる。

該当業種＝養鶏業（鶏卵）



## 4.1 出生の記録

【該当業種＝酪農業、肉用牛生産業、養豚業】



「出生の記録」は、みずからの農場で素畜（子牛や子豚）が出生する場合には取り組みます。素畜を他の事業者から導入する場合は、「入荷の記録」（4.2）に取り組みます。

「出生の記録」には、①いつ（出生日）、②どの出生元（母牛や母豚）から、③どの素畜（子牛や子豚）が、④どれだけという基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

### （1）記録様式の決定

出生についての既存の記録様式や野帳・台帳を集め、基本4項目が記載されているか確認します。出生元とは、母畜（個体）や出産する母畜の飼育ロットをさします。

#### （基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の記録様式や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出生の記録」の記録様式になります。牛は多くの場合、1頭ずつ出産するので「どれだけ」は必要に応じて記録します。

#### （基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、記録様式や台帳の様式を改めます。

#### （既存の記録様式がない場合）記録様式を作成する

既存の記録様式や野帳・台帳がない場合は、記録様式を作成します。野帳にのみ記載している場合は、記録様式や台帳に転記するなど、記録を作成します。

#### 牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」の項目のうち、①は出生の年月日、②は母牛の個体識別番号（個体管理番号）、③は子牛に装着した耳標に記された個体識別番号を活用することができます。

#### 豚の場合



- ・出生元（母豚）と出生した素畜ロット（1腹単位の子豚）について記録しましょう。または同一期間に交配、分娩した出生元ロット（母豚ロット）と出生した素畜ロット（子豚ロット）について記録をする方法も考えられます。

**(2) 保存方法の決定**

出生の記録の保存方法を決めましょう。記録や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコンに電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるように、整理して保存しましょう。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」(p48)を参照してください。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

**牛の場合**

- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」の控えを活用することができます。また個体識別番号により家畜改良センターのデータベースを参照することでも構いません。

**基本 | 取組事例1：交配や分娩の記録を出生の記録として活用**

酪農業では、後継牛を育成するためにみずから農場で人工授精を行い、子牛を生ませる場合があります。

酪農家 A さんの農場では、どの母牛に人工授精したか、種付けが完了した日、分娩予定日をノートに記録しています。分娩日には、野帳に分娩日と出生した子牛の雌雄の別をメモしておき、後日、母牛の人工授精の記録と同じ行に、出生の記録として、野帳の記載内容を転記しています。人工授精と分娩の記録を合わせて行うことで、「いつ、どの出生元（母牛）から、どの素畜（子牛）が」出生したか、記録されます。出生した子牛へ付ける個体識別番号も併せて記録することで、素畜の識別の記録にも活用できます。なお、この農場では、牛は多くの場合が1頭ずつ出産するので「どれだけ」は記録していません。

【牛の人工授精と分娩記録を活用する例】

肉用牛生産業における、素畜（子牛）の出生記録

母牛番号	種付日	分娩予定日	出生日	雌雄	個体識別番号
521	H27.1.24	H27.10.30	H27.10.31	♀	15*** 39***
195	H27.1.24	H27.10.30	H27.11.1	♂	13*** 46***
	H27.1.26	H27.11.1	H27.11.3	♀	13*** 48***
551	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♀	15*** 39***
587	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♂	15*** 39***
385	H27.3.5	H27.12.22			
428	H27.3.8	H27.12.25			

②どの出生元から

①いつ

③どの素畜が

## 4.2 入荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「入荷の記録」には、①いつ（入荷日）、②どこから（入荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

畜産業にとっては素畜、飼料・医薬品が入荷品です。仕入れた素畜（子牛、子豚、ひなだけではなく、育成された導入牛や採卵鶏などの動物も含まれます）だけではなく、飼料（配合飼料、単味飼料、食品残さなど。自家配合の原料も含まれます）や医薬品（獣医師からの動物用医薬品指示書がなければ購入できない要指示医薬品も含まれます）についても「入荷の記録」に取り組みます。

飼料となる作物や食品残さ等は無償で譲り受ける場合も「入荷の記録」に取り組みます。

### （1）記録様式の決定

入荷についての既存の伝票（入荷伝票、納品書、送り状）や台帳（仕入台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目には、素畜の場合は品種名（牛の場合は個体識別番号）を記載します。飼料・医薬品は商品名を記載します。

### （基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「入荷の記録」の記録様式になります。

【入荷先からの販売明細を活用する例】

養鶏業（食鳥）における素畜（ひな）の入荷記録

**販売明細**

出荷日： 2015年 9月 15日  
 出荷先名：○○○農場

出荷者名：○○育成農場  
 配送業者名：△△運送

品種名	納品数	平均体重	備考（ワクチン等）
チャンキー（雌雄無選別）	28,300		MD・IB・FP済
チャンキー（オス）	3,300		MD・IB・FP済
チャンキー（メス）	3,200		MD・IB・FP済
合計	34,800	48g	

**One Point!**

【複数の事業所がある場合は、「どこへ」も重要】

複数の事業所（農場等）を持っている場合は、上記の基本4項目に加え、「どこへ（入荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票や台帳の様式を改めます。納品書のように、入荷先が伝票を作成している場合は、必要な項目を記載するよう、入荷先に依頼しましょう。

入荷先と現金取引をしていて伝票が発生しない場合でも、記録を残しましょう。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票や台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p10（様式①-1）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

**One Point!**

【入荷・検品時の照合】

入荷先から受け取った伝票や送り状等の書類を「入荷の記録」とする場合には、「入荷の記録」に記載された情報（特に品名や数量）と実際の品物とが一致しているか確認します（照合）。

入荷・検品時の照合は、基本的な業務の一つですが、トレーサビリティのために正しい記録を残すという観点からも、重要な作業ですので、確実に実施しましょう。

## 牛の場合



・BSE の発生を防止するため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿）には、動物由来たん白質を含む飼料を給与することが禁止されています。

酪農業、肉用牛生産業では、飼料の入荷・検品の際に、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」に記載がある「A 飼料」「反すう動物用飼料専用」または「牛用飼料専用」などの表示や伝票記載があるか、確認しましょう。

**（2）保存方法の決定**

入荷の記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p48）を参照してください。

## 4.3 出荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「出荷の記録」には、①いつ（出荷日）、②どこへ（出荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

有償・無償にかかわらず、堆肥および堆肥の原料となる副生物（糞尿、敷きわら等）を提供する場合、繁殖活動を終えた母豚、廃牛、廃鶏を食肉用として出荷する場合や自家生産した飼料を出荷する場合も、「出荷の記録」に取り組みます。

### （1）記録様式の決定

出荷についての既存の伝票（出荷伝票、納品書、送り状など）の控えや台帳（出荷台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目については、品種または品種を特定できる品名、牛を出荷する場合は個体識別番号が基本です。

#### （基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票の控えや台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出荷の記録」の記録様式になります。

【出荷先へのお荷明細書を活用する例】

養豚業における、肉豚の出荷記録

**出荷明細書**

②どこへ ①いつ

出荷先名 〇〇〇〇 △△センター

出荷日	2015年10月13日		
農場名	〇〇農場		
運送会社名	△△運送株式会社		
車No.	954	運転者	〇〇

③何を

品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要
LWD	36	2015年10月14日	なし	

上記のとおり、出荷します。

④どれだけ

#### （基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票の様式を改めます。出荷先が記録を作成している場合は、必要な情報を記載するよう、出荷先に依頼しましょう。

1つの様式だけで4項目すべてがそろえる必要はありません。たとえば伝票に出荷先が明記されていなくても、契約書・精算書等の様式で特定できれば十分です。



**One Point!**

【複数の事業所がある場合は、「どこから」も重要】

みずからが複数の事業所（農場等）を持っている場合や、出荷に関わる物流業務を第三者に委託している場合には、上記の基本4項目に加え、「どこから（出荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

**（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する**

既存の伝票の控えや台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11（様式①-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

**（2）記録の保存方法の決定**

出荷の記録の保存方法を決めましょう。

伝票の控えや台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p48）を参照してください。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

**One Point!**

【畜ふんや堆肥についても「出荷の記録」に取り組むことが重要】

家畜や畜ふん中には、リステリア、0-157 などの腸管出血性大腸菌、サルモネラなどの食中毒菌が含まれていることが知られています。農業者が、生の畜ふんやそれらを原料とした未熟堆肥を農地に散布した場合、作物への内部侵入や農産物へ土が付着するなど、食中毒菌の汚染リスクが生じます。これらの食中毒菌は、加熱以外の殺菌がきわめて難しく、加熱調理せずに食した場合、食中毒の原因となる可能性があります。

もちろん農産物や食品の安全は、農業者や食品製造業者らに責任がありますが、堆肥等に起因する問題が発生した場合の原因究明や合理的な再発防止策の検討に役立つ可能性があるため、「出荷の記録」に取り組むとよいでしょう。なお、肥料取締法では、肥料を生産した事業者が肥料の販売業者等に販売する場合、「出荷の記録」に取り組み、2年間保管することが義務づけられています（同法第27条）。

また、消費者へ直接販売する場合についても、①いつ（譲渡日または販売日）、②何を（品名）、③どれだけ（数量）という3つの項目について台帳等に記録することをお奨めします。無人販売を行う場合は、販売場所に帳面を設置し、消費者に「購入日」や「購入数量」を記帳してもらう方法があります。譲渡または販売済みの商品がどれだけあるのか把握することができ、事故が起こった際には、掲示等により、消費者全般へ商品回収を呼びかけ、被害の拡大を防止することができます。

## 4.4 販売の記録(消費者に直接販売する場合)

【該当業種＝養鶏業(鶏卵)】



消費者に直接販売する場合の「販売の記録」は、販売した生産物(鶏卵)に問題があることが分かったときに、その生産物(鶏卵)をいつ、どれだけ販売したか把握するために重要です。

「販売の記録」には、①いつ(販売日)、②何を(品名)、③どれだけ(数量)という3つの項目がすべて記載されていることが必要です。

①、②の記録があれば、何か問題が発生した際に、消費者全般に回収を呼びかけられます。商品回収を呼びかけることで、健康被害の拡大を防止することができます。さらに、③の記録があれば、どの程度回収が必要なのかがわかります。

直売所や、スーパーの地場産品コーナー等に出品し消費者に販売する場合には、直売所等を「出荷先」と考え、「出荷の記録」に取り組みましょう。  
また、みずから生乳の処理を行い、または生体のと畜等を委託し、それらを原料として、みずから加工・販売を行う場合は、「製造・加工業編」の4.3を参照しましょう。

消費者に販売する場合は、相手が不特定なので、だれに(販売先)販売したかの記録は、省略しても構いません。

### (1) 記録様式の決定

既存の伝票やレシートの控え、台帳(販売台帳など)を集め、上記の3つの項目が記載されているか確認します。

#### (3つの項目がすべて記載されている場合)

既存の伝票やレシートの控え、台帳で、すべての品目について3つの項目が記載されている場合には、それが「販売の記録」の記録様式になります。

#### (3つの項目について、足りない項目がある場合) 足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、様式を改めます。

#### (伝票等の控えや台帳がない場合) 記録様式を作成する

伝票やレシートの控え、台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11(様式①-2)を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いたしても構いません。

### (2) 記録の保存方法の決定

「販売の記録」の保存方法を決めましょう。

伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりする方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」を参照してください。



## 5 ステップ2 ものの識別

本章では、畜産業に必要な素畜、飼料・医薬品、飼育動物、生産物（生乳や鶏卵）の「もの」の識別について解説します。

素畜、飼料・医薬品や生産物（生乳、鶏卵）を識別して、問題のある「もの」があった場合、見つけやすくしましょう。

「識別」とは、ロットや個体を特定できることです。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個体に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

### ①-1 素畜の識別



- 【内容】 ・農場で出生した、または導入した素畜（導入牛や採卵鶏も含む）のロット（識別単位）を定め、ロット番号を素畜自体や素畜が収容されている畜舎等に表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・素畜に問題があったとき、ロット番号を目印として、問題のある素畜を特定し、分別管理することができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

### ①-2 飼料・医薬品の識別



- 【内容】 ・入荷した飼料・医薬品のロット（識別単位）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・入荷した飼料・医薬品に問題があったとき、ロット番号を目印として、問題のある入荷品を探しやすくすることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

### ②-1 飼育動物の識別



- 【内容】 ・動物を飼育する単位（畜舎/農場等）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・問題が発生したとき、問題の影響がある飼育動物のロットを把握し、管理、処分等をしやすくすることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

## ②-2生産物（生乳、鶏卵）の識別

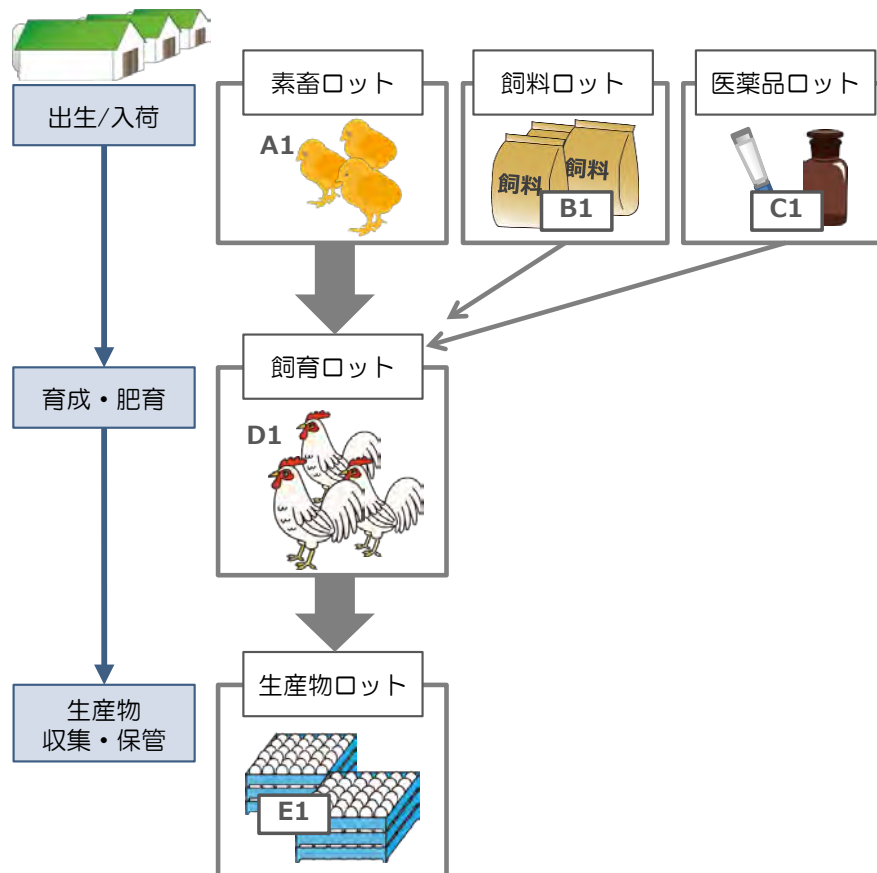
- 【内容】 ・生産物（生乳、鶏卵）の単位（収集日ごと等）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・問題が発生したとき、問題の影響がある生産物（生乳、鶏卵）のロットを把握し、処分等をしやすくすることができる。

該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）


**One Point!**

## 【畜産業における工程とロットについて】

下の図のように、畜産業者は、各工程でほぼ同じ条件下で取り扱う「もの」のまとまりを、それぞれ1つの「ロット」として扱えるよう、識別しましょう。このマニュアルでは、各ロットを「素畜ロット」、「飼料ロット」「医薬品ロット」、「飼育ロット」、「生産物ロット」と呼びます。



**One Point!**

## 【分別管理】

意図しないロットの混合が発生しないよう、ロットを分別して取り扱うこと（分別管理）が重要です。意図しないロットの混合が生じる可能性のある場所や工程では、分別管理の方法を定めましょう。

## 5.1 素畜の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



みずからの農場で出生した、または家畜市場や農場から導入した素畜のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。素畜は、子牛や子豚だけでなく、酪農業においては育成牧場や家畜市場等から導入する初妊牛、養鶏業（鶏卵）においては、ふ卵場や育雛場から導入する採卵鶏も、ここでは素畜として解説します。

### （１）素畜ロットの定義の決定

出生した、または導入した素畜を、どのような条件で1つの素畜ロットとするか、決めます。

みずからの農場で出生した素畜（子牛、子豚）については、出生元となる同じ母畜から同じ日に出生した、同じ品種の素畜を、1つの素畜ロットとするのが基本です。

同一期間に複数の母畜が分娩する場合は、同一期間に出生した、同じ品種の素畜を、1つの素畜ロットとすることも可能です。

牛の場合は、「牛トレーサビリティ法」にもとづき、1頭単位で識別します。以下では、「素畜ロット」を「素牛個体」と読み替えてください。

導入した素畜については、1つの導入元から同時に導入した、同じ品種の単位を、1つの素畜ロットとするのが基本です。

牛の場合は、1頭単位です。

導入した素畜について、ロットを定義し、導入元がその単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで素畜ロットとします。

そうでない場合は、導入した段階でロットを定義します。

導入元のロットを引き継げるのは、具体的には、導入元のロットが適切に定義され（異なる導入日のものを一緒にしていないなど）、素畜（または収容されている場所）にロット番号が表示され、かつ導入元から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている場合です。

### （２）素畜ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

（みずからの農場で出生した素畜の例）

- ・ 同一出生日（または期間）・品種・出生元で1つの素畜ロットとする場合  
出生日＋品種コード（または品種名）＋出生元の番号（または名前）

（導入した素畜の例）

- ・ 同一の品種・導入日・導入元で1つの素畜ロットとする場合  
品種コード（または品種名）＋導入日＋導入元の事業者番号（または名称）

導入元でロットが定義され、ロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづく牛の個体識別番号や、つないでいる牛床番号、収容している牛房番号等を活用することができます。

### (3) 素畜ロット番号の表示方法の決定

出生した、または導入した素畜に素畜ロット番号を表示する方法を決めます。

素畜自体に表示をする場合、耳標の装着や耳刻を入れる方法等が考えられます。

素畜自体に表示するのではなく、出生後に素畜が収容されている区画や畜舎に標識などで表示することや、導入時に素畜が納められたコンテナやカゴに掛けられた札などによる表示も可能です。その場合、コンテナやカゴが複数ある場合は、素畜ロット全体に一つの札を貼る方法でも構いません。

導入した素畜にロット番号（またはロットを識別するための情報）が表示されていない場合は、導入元の事業者や農場に、ロット番号の表示（またはロットを識別するための情報）を依頼しましょう。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて牛の両耳に耳標を装着します。



### One Point!

導入した素畜をただちに畜舎へ移動する場合には、素畜にラベルなどを貼付せずに、飼育管理の記録等の記録様式に、対象となる素畜の素畜ロット番号を記録するという簡便法を用いることができます。

#### (4) 素畜ロット番号の記録様式の決定

素畜ロット番号を「出生の記録」や「入荷の記録」に記載します。

なお、「入荷の記録」に記載されている事項（たとえば品種名、導入日、導入元）を組み合わせることで素畜ロット番号になる場合は、それを「素畜ロット番号」として代用することができます。

##### 牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」や「異動の届出」の控えを活用することができます。また個体識別番号により家畜改良センターのデータベースを参照することでも構いません。

#### (5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 基本 | 取組事例2：農場で出生した素畜（子豚）の識別

養豚業では、繁殖と肥育を1者で行う一貫経営が多く行われています。母豚は繁殖農場で交配・分娩が行われ、10頭前後の子豚を出産します。出生した素畜（子豚）は、多くの場合、離乳するまで母豚の元で飼育されます。

養豚業の生産農場Bは、同一出生日、同じ出生元（母豚）から生まれた子豚を、素畜ロットとして定義し、識別しています。識別するために、素畜ロットごとに識別記号を割り当て、耳刻として表示します。そして、分娩舎の区画には、母豚の識別記号、分娩日、素畜ロット番号（耳刻）などを記載した「母豚カード」を掲示して素畜を識別しています。

【出生元（母豚）の交配・分娩を管理する記録を、  
「素畜ロットの記録」として利用している例】

養豚業における、母豚の交配・分娩の記録の「母豚カード」

母豚カード			
ロット番号（腹単位）	1554		
母豚のロット番号	1380	産次	3
分娩予定日	2015年8月20日	分娩日	2015年8月21日
総産子数	12	正常産子数	11
		死産	1
総生後体重	15.6 kg	里子頭数	1
備考	正死 1		
離乳日	2015年9月7日		
離乳頭数	10	離乳体重	5.8 kg
治療履歴			
備考			

## 基本 | 取組事例3：ふ卵場・育雛場から導入した素畜（ひな）の識別

養鶏業（食鳥）では、多くの場合、同一期間にふ化したひなをふ卵場・育雛場から導入し、オールイン・オールアウト方式で管理しています。

養鶏業（食鳥）の生産農場Cでは、同一日に同一農場に導入した素畜（ひな）を素畜ロットとして識別しています。素畜ロット番号には、導入した日付を利用できます。

なお、生産農場Cでは、1つの素畜ロットを複数の鶏舎に分け、それ以降一貫してこの単位で飼育します。そのため飼育するロットは鶏舎単位となります。



## 5.2 飼料・医薬品の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼料・医薬品ロットとは、入荷した飼料や医薬品をひとまとめにして管理する単位（まとまり）のことをいいます。

入荷した飼料・医薬品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。飼料（サイレージや自家配合飼料）を自給している場合も同様です。

医薬品は、獣医師からの「動物用医薬品指示書」（以下、指示書）がなければ購入できない「要指示医薬品」とそれ以外の医薬品を対象としています。なお、医薬品の在庫を持たず、投与する飼育ロットが決まっており、指示書や飼育管理の記録によって医薬品を識別できる場合は、5.2の「医薬品の識別」ができていないことになるため、新たな取組みは不要です。

### （1）飼料・医薬品ロットの定義の決定

飼料・医薬品を、どのような条件で1つのロットとするか、決めます。

1つの入荷先から同時に入荷した、同じ品種・種類の入荷品の単位を、1つの飼料・医薬品ロットとするのが基本です。

入荷した飼料・医薬品について、入荷先が、ロットを定義しその単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで飼料・医薬品ロットとします。

入荷先のロットを引き継げるのは、具体的には、入荷先のロットが適切に定義され（異なる入荷日のものを一緒にしていないなど）、入荷品にロット番号が表示され、かつ入荷先から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている場合を指します。

そうでない場合は、入荷した段階でロットを定義します。



### One Point!

飼料・医薬品ロットの定義に当たっては、リスク管理への対応を考慮します。

食品安全のためのリスク管理をやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのためなるべく「同一の条件」で生産・調製、製造されたものの範囲で、1つの飼料・医薬品ロットにします。

### <飼料>

バルク車から入荷した飼料を、直接サイロやタンクに受け入れるとき、前に入荷した飼料が入っており、継ぎ足しになる場合があります。この場合も、1回に入荷した単位（継ぎ足した分）が飼料ロットです。（詳しくは、p26の取組事例を参照してください）

畜産業者自身が飼料用に栽培した牧草や穀物等についても、ロットを定めて保管します。たとえば、品目・品種名、栽培方法、収穫日が同一のものを条件に、飼料ロットとして定義します。



**One Point!**

牧草や穀物等の飼料作物を自家栽培する場合、栽培する単位を定めます（栽培ロット）。たとえば、同じ品目・品種、作付日（または期間）、栽培方法のものを1つの栽培ロットと決めます。同じ栽培ロットから、同時期に収穫・処理されたものが、1つの飼料ロットとなります。

栽培ロットごとに、圃場名・場所、使用した肥料や農薬の品名・使用日・使用量を記録するとよいでしょう。

**（2）飼料・医薬品ロット番号の割り当てルールの決定**

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

（飼料・医薬品の例）

- ・同一の品名・入荷日・入荷先で1つの飼料・医薬品ロットとする場合  
品名コード（または品名）＋入荷日＋入荷先

（畜産業者自身が栽培した飼料作物等の例）

- ・同一の品目・品種・栽培方法・収穫期間で1つの飼料ロットとする場合  
品目・品種コード（または名称）＋栽培方法＋収穫期間

入荷先でロットが定義され、ロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

**（3）飼料・医薬品ロット番号の表示方法の決定**

入荷した飼料・医薬品にロット番号を表示する方法を決めます。

（新しくロットを定義する場合）

個々の箱や容器に表示しなくても、飼料・医薬品ロット番号がひと目でわかるように飼料・医薬品ロットのまとめりや保管場所に札を貼る方法でも構いません。

（入荷先によるロットの定義を引き継ぐ場合）

入荷した飼料・医薬品にロット番号（またはロットを識別するための情報）が表示されていない場合は、入荷先の事業者へ、ロット番号（またはロットを識別するための情報）の表示または伝達を依頼しましょう。

＜飼料＞

飼料が、トランスバッグ、紙袋やダンボール箱、ビニールのロールなど、ワンウェイの容器に収められている場合には、ラベルを貼る、マジックで表記する、といった方法がとれます。バルク車から入荷した飼料を、直接サイロやタンクに受け入れる場合には、どの入荷ロットを、どのサイロやタンクに入れたか、記録を残しましょう。

**One Point!**

入荷した飼料・医薬品をただちに利用する場合には、ラベルなどを貼付せずに、飼育管理の記録等の記録様式に、対象となる飼料・医薬品ロット番号を記録するという簡便法を用いることができます。

**(4) 飼料・医薬品ロット番号の記録様式の決定**

飼料・医薬品ロット番号を、飼料・医薬品の納品伝票など「入荷の記録」や飼料や医薬品の管理記録簿があれば、そこに記載します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p12,13（様式②-1,②-2）を参照してください。様式を紙で印刷してそのまま活用しても構いません。

なお、飼料・医薬品の「入荷の記録」や管理記録に記載されている事項（たとえば品名、入荷日、入荷先）の組み合わせが、入荷ロット番号として使える場合は、それを「飼料・医薬品ロット番号」として代用することができます。

**(5) 記録の保存方法の決定**

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 取組事例4：飼料タンクへ継ぎ足す場合の飼料の識別

【適用対象】飼料タンクを使って、飼育動物へ給餌する畜産業者

## ＜課題＞

畜産業では、飼料会社からバルク単位で飼料を購入し、飼育期間中に飼料タンクへ飼料を継ぎ足しながら給餌する場合があります。その場合、飼料が入荷されるたびに、タンク内で飼料ロットが混合され、入荷した飼料ロットごとに識別して保管することができなくなります。

## ＜対応＞

養鶏業（食鳥）のD農場では、鶏舎ごとに飼料用タンクが備え付けられており、同じ鶏舎内の飼育ロットは同じ飼料が給餌されます。

季節や生育ステージに合わせて、飼料の種類や食べる量を調節しながら給餌しています。飼料タンク内の残量を勘案し、飼料会社へ飼料の種類、数量、納品日を伝え、注文します。その際、搬入してほしいタンク番号を併せて指示します。そうすると、飼料入荷時に飼料会社が持ってくる納品伝票に、入荷日、品名など入荷の記録の基本項目のほかに、どのタンクにどれだけ搬入したか、内訳が記載されます。

入荷した飼料ロット（継ぎ足した分）は飼料タンク内で混合されますが、入荷日と搬入された飼料の量、食鳥の生育ステージから飼料を食べる量を推計し、飼育ロットがどの飼料ロットをどの期間に食べたか、おおよそ対応づけることができます。

【入荷先からの「送り状」を、「飼料ロットの記録」として利用している例】

養鶏業（食鳥）における、飼料の入荷記録

出荷年月日 2015年 9月 15日							
<b>配合飼料送り状</b>							
出荷先	〇〇農場						
指図No.	伝票No.	生産者コード	出荷者・工場名	運送会社	車番		
*****	****	****	〇〇飼料 △△工場	〇〇運送	***		
品名	コード	容量	数量	品名	コード	容量	数量
〇〇〇〇〇	****	R	10.0	※納品チェック			
				<input checked="" type="checkbox"/> 農場名			
				<input checked="" type="checkbox"/> 銘柄名			
				1号タンク			3 t
				2号タンク			3 t
				3号タンク			4 t
備考						合計	10.0

## 5.3 飼育動物の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



動物を飼育するロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに飼育し、記録が残るようにします。

### （１）飼育ロットの定義

出生した、または導入した素畜を、どのような条件で、1つの飼育するロットにするか、決めます。

たとえば、同一品種・同一飼育方法であって、同じ農場等の飼育施設や区画（畜舎など）のなかで飼育する動物のまとまりを、1つのロットと決めます。

飼育管理の記録を作成している場合には、通常、その記録の単位が1つの飼育ロットとなります。

現在の飼育管理の記録における動物のまとめ方（ロットの定義）が、適切かどうかを検討し（下記の One Point を参照）、適切でない場合には、飼育ロットの定義を決め直しましょう。

#### 牛の場合



・牛については、個体で識別されており、診療や治療は個体ごとに行われています。一方、給餌や清掃などの飼育管理は、複数の牛のまとまりに対して行うので、飼育ロット（群単位）も定めます。

### One Point!

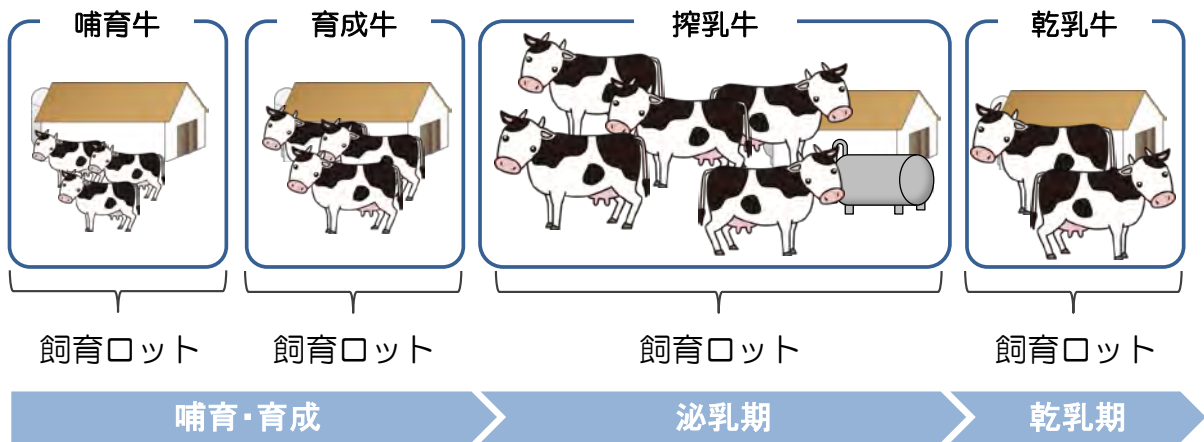
ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

- ①食品安全のためのリスク管理をしやすいするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておく必要があります。そのため「同一の条件」で飼育する動物を、1つのロットとして扱います。
- ②表示の内容と製品（畜産物）の対応関係を保証するためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

牛の場合  
(酪農業)



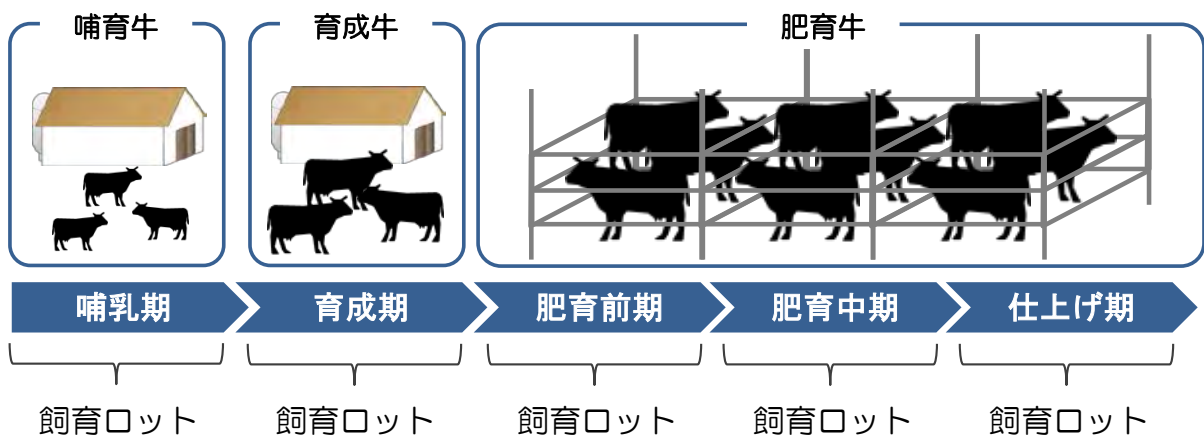
・酪農業の場合は、同じ農場内に育成牛、搾乳牛、乾乳牛、治療牛等、  
哺育・育成段階や搾乳サイクルなど同じ条件のまとまりで飼育されて  
います。それぞれのまとまりを「飼育ロット(群単位/個体等)」としま  
す。



牛の場合  
(肉用牛生産業)



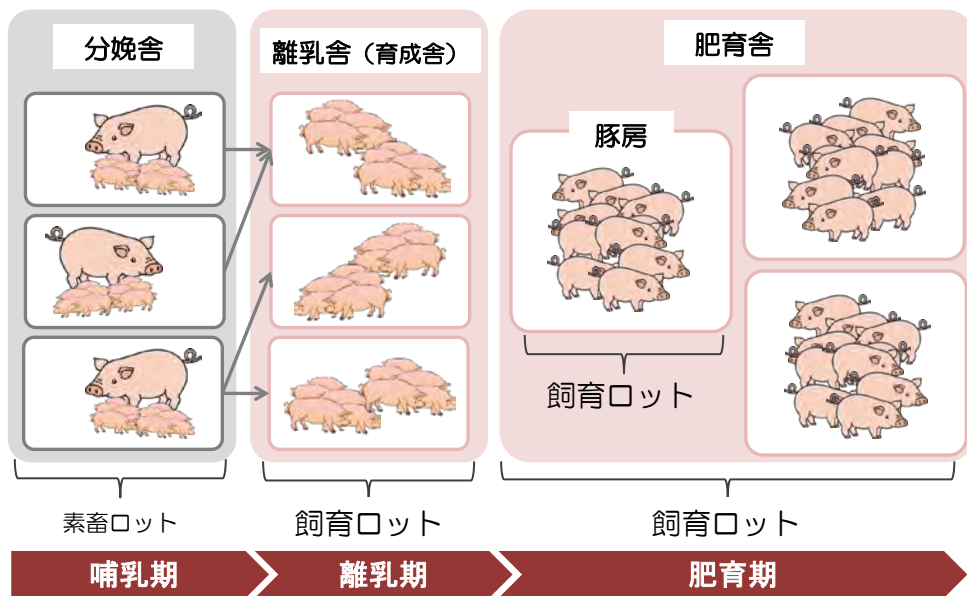
・肉用牛生産業においては、育成段階や肥育段階(前・中・後期)ごとに  
飼育方法や区画を分けている場合、それぞれの段階で飼育ロット  
(群単位/個体等)を設定します。



豚の場合



・養豚業においては、出生した子豚は離乳期まで母豚と一緒に飼育されることが多く、1 腹単位で素畜ロットが形成されます。離乳後、生育状態等に応じて、1 または複数の母豚から出生した子豚を共通の豚房や豚舎に導入して飼育します。その豚房や豚舎に入れた子豚の単位を「飼育ロット」とします。



鶏の場合



・養鶏業(食鳥・鶏卵)においては、鶏舎などを単位とするオールイン・オールアウト方式が一般的であり、導入から出荷まで同じグループのまま飼育されます。鶏舎単位や農場単位などのグループが「飼育ロット」となります。





## （２）飼育ロット番号の割り当てルールの決定

1つの飼育ロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

- ・同一の品種・導入日・畜舎で1つの飼育ロットとする場合  
品種コード（または品種）＋導入日＋畜舎名・番号

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、品種名、導入日、畜舎名などの文字を使うこともできます。

飼育ロットをそのまま出荷する場合には、事業者自身を特定できる番号を加えることにより、固有のロット番号になります。

## （３）飼育ロット番号の表示方法の決定

飼育している動物への飼育ロット番号の表示方法を決めます。

飼育ロット番号は、動物が収容されている区画や畜舎に表示をする方法があります。農場や畜舎単位でロットを組む場合など、表示をしなくても分かる場合は、あえて飼育ロット番号を表示しなくても構いません。

飼育ロットを出荷する際にも、ロット番号を表示します。1つの運搬車に1つの飼育ロットだけを載せ、処理場に出荷する場合には、伝票に飼育ロット番号を表記すれば、動物そのものにロット番号を表示しなくても構いません。



### One Point!

#### 【治療中の動物等の分別管理】

治療中で出荷できない飼育動物や、酪農業において乾乳牛や搾乳した生乳を出荷できない治療牛については、他の飼育ロットと識別できるよう、動物自体に表示する（体にスプレーで印を入れる、レッグバンドを装着する等）、畜舎を区切る、別の畜舎に分けるなど、分別管理を行うことが重要です。分別管理とあわせて、治療中の動物について、飼育管理の記録などを利用し、どの動物が治療中か、または治療、乾乳中の動物がどこに飼育されているか記録を行うことで、出荷できない動物や生乳を、誤って出荷することの防止につながります。



**(4) 飼育ロット番号の記録様式の決定**

飼育ロット番号の記録様式を決めます。

すでに飼育管理の記録様式がある場合には、農場や畜舎名（または番号）・品種名・導入日・飼育方法の記入欄があるかを確認するとともに、飼育ロット番号を記録できるようにします。

なお、飼育管理の記録に記載されている事項（たとえば、農場や畜舎名、品種名、導入日等）を組み合わせることで飼育ロット番号になる場合は、それを「飼育ロット番号」として活用することが可能です。

もし農場や畜舎名・品種名等の記入欄がない場合は、記録様式を改善します。

例：養鶏業（食鳥）における、肉用鶏の飼育管理記録

ロットNo.	A0824-1		農場名	〇〇〇																			
<b>飼育管理日誌</b>																							
畜舎No.	1号	導入日	2015年8月24日	品種	*****	導入数量	****																
飼育動物の記録																							
日令	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
月日	8/24	25	26	27	28	29	30	31	9/1	2	3	12	13	14	15	16							
飼料(t)										5													
体重	150g																						
減数	斃死				1	5	3	2	2	1													
	淘汰				5	5	7	1	2	2													
	合計				6	10	10	3	4	3													
投薬	①***								○														
	②***								○														
メモ																							
医薬品名	①	飼料		①								①											
	②			②								②											

**(5) 記録の保存方法の決定**

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

**基本** | 取組事例5：鶏舎・品種で識別

養鶏業（鶏卵）では、多くの場合、同一期間にふ化し、育雛した採卵鶏を育雛場から導入します。養鶏業（鶏卵）も食鳥と同様に、オールイン・オールアウト方式で管理をされている場合がほとんどで、導入した素畜ロット（採卵鶏）は同じ鶏舎や区画に入られます。

採卵鶏の飼育農場 E では、同じ鶏舎内に異なる品種の採卵鶏を導入しています。鶏舎の構造はケージが列になって複数並んでおり、列ごとに1階、2階と階層が分かれています。導入した素畜ロット（採卵鶏）はそのまま飼育ロットとなり、鶏舎番号、品種（鶏種）で識別されています。

**基本** | 取組事例6：牛房ごとの飼育牛の識別と表示

肉用牛生産業では、牛トレーサビリティ法により牛を個体管理しています。

肉用牛の肥育農場 F では、肥育素牛の導入後、4頭ずつ牛房（マス）に入れ、基本的に出荷までは同じ4頭の肥育牛が同じ牛房で肥育されます。牛房ごとに濃厚飼料の給餌口があり、牛房の識別記号が表示されています。さらに、牛房に入っている肥育牛1頭ごとについて、導入日、個体識別番号、雌雄の別、出生年月日、導入元や両親の名前などを記載したラベルをマグネットで貼りつけて表示しています。耳標だけではなく、牛房ごとに誰でも見えるところに表示して肥育牛を管理しています。また体調がよくないときや治療を行っているときは、当該肥育牛のラベルに印を入れるなど飼育管理にも活用しています。

## 5.4 生産物(生乳、鶏卵)の識別

【該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）】



飼育動物が産出した生産物（生乳、鶏卵）のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

### （１）生産物ロットの定義の決定

飼育動物が産出した生産物（生乳、鶏卵）を、どのような条件で、1つのロットにするか、決めます。

同一の飼育ロットからの生産物（生乳、鶏卵）であって、収集日が同一のものを1つのロットとするのが基本です。

飼育ロットにかかわらず、同一の品種であって、収集日が同一のものを1つのロットとすることもできます。搾乳や採卵を行うタイミングによって、同一ではなく複数日の生産物を収集する場合も、それを1つのロットとすることができます。

### One Point!

ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

- ①食品安全のためのリスク管理をやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのため「同一の条件」で飼育されたものの範囲で、1つのロットにまとめます。
- ②表示の内容と製品（畜産物）の対応関係を保証するためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

### （２）生産物ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

ロット番号の割り当て方として、以下のような方法があります。

方法1：同一の飼育ロット・収集日（搾乳日や採卵日）で一つのロットとする場合  
事業者番号+飼育ロット番号+収集日

※飼育ロット番号は事業者名、品種名、導入日等の飼育ロットを特定できる事項の組み合わせでも代用できます。

生産物ロットをそのまま出荷する場合には、収集日に畜産業者自身を特定できる番号を加えることにより、固有のロット番号になります。

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、事業者名、品種名などの文字を使うこともできます。

牛の場合  
(酪農業)

・酪農業において、事業者にとって生乳を生産する飼育ロットが 1 つしかない場合は、収集日をロット番号にすることができます。

**(3) 生産物ロット番号の表示方法の決定**

生産物（生乳、鶏卵）への生産物ロット番号の表示方法を決めます。

例) 生乳：集乳車が直接集荷するので、バルククーラーのタンク等に番号を表示する必要はありません。ただしバルククーラーが複数あり、品種やブランド別に生産物ロットを分別管理する必要がある場合には、タンクに番号をつけることで、集乳担当者にロット番号がわかるようにします。

例) 鶏卵：ラックやコンテナ、ダンボール等に収めて出荷する場合には、ラック等に札を付けてロット番号を表示します。

**(4) 生産物ロット番号の記録様式の決定**

生産物ロット番号の記録様式を決めます。

飼育ロットごとに作成する飼育管理の記録、または生産物ロットごとに作成する作業記録に、収集日(搾乳日や採卵日)や生産物ロット番号を記載できるようにします。既存の記録様式がない場合は、様式を作成します。

例：養鶏業（鶏卵）における、鶏卵の生産管理記録

鶏舎No.		正常卵数	二卵数	小玉数	破卵数	軟卵数	総産卵数	備考
1	白	9,160	53	0	137	10	8,960	
	赤	7,805	43	0	215	8	7,539	
2	白	10,230	87	2	246	5	9,890	
	赤	8,757	52	0	321	3	8,381	
3	白	11,586	65	0	175	13	11,333	
	赤	9,246	40	1	198	6	9,001	
白計		30,976	205	2	558	28	30,183	
赤計		25,808	135	1	734	17	24,921	
合計		56,784	340	3	1,292	45	55,104	

## ※生産物ロット番号

(事業者名+飼育ロット番号(鶏舎番号)+品種+収集日の組み合わせを生産物ロット番号として利用)

なお、記録簿に記録されている事項（たとえば、飼育管理の記録の飼育ロット番号や、作業記録の収集日）が生かせれば、それを生産物ロット番号として代用することができます。

収集した生産物ロット全体を1か所に出荷する場合には、「出荷の記録」（4.3）が「生産物ロットの記録」と同じになります。出荷日など生産物ロットを特定できる情報も記載されているので、「出荷の記録」を生産物ロットの記録様式とすることができます。

#### **（5）記録の保存方法の決定**

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

#### **基本 | 取組事例7：採卵した鶏卵の識別**

採卵鶏の飼育農場Gでは、採卵する際、鶏舎ごと、品種ごとに集卵用のベルトコンベアで鶏卵を集めます。その後、複数の鶏舎から収集した鶏卵は品種ごとにエッグトレイへ入れ、ラックに積み込みます。

ラックには、ホワイトボードが備え付けられており、「農場名」「鶏舎番号（複数）」「品種」や「ブランド名」を記入し、識別しています。

## 6 ステップ3 識別したものの対応づけ

ステップ3では、下記の対応関係を記録します。

- ①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）
- ①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先
- ②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロット
- ②-2 飼育ロットと生産物ロット
- ③ ロットと出荷先

これにより、回収や原因究明の対象を絞り込めるようにしましょう。

「識別」とは、ロットや個体を特定できることです。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個体に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものどもの」や「ものと事業者」などの対応関係をわかるようにすることです。具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

事業所が複数ある場合、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位の対応がわかるようにします。

### ①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ



- 【内容】 素畜ロットとその出元（出生の記録や素畜の入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。
- 【効果】 ・素畜ロットに、出元に由来する問題が疑われる場合、原因を調査しやすくなる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

### ①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ



- 【内容】 飼料・医薬品ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。
- 【効果】 ・入荷品に由来する問題が生じたとき、その入荷ロットに絞って入荷先に原因究明を依頼できる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）



### ②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと 飼育ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ1）



【内容】 飼育ロットを、どの素畜ロットで構成し、どの飼料や医薬品を与えたか、対応関係がわかるよう記録する。

### ②-2 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ （内部トレーサビリティ2）



【内容】 飼育ロットと生産物ロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- ・飼育動物、飼料・医薬品に由来する問題が生じたとき、その飼育動物や飼料・医薬品を使った畜産物のロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない畜産物の回収を行わずに済む。
- ・出荷した畜産物に問題があることがわかったとき、その畜産物のロット番号を手がかりに飼育管理の記録等を調べることができ、問題の発生箇所の特定や原因究明がしやすくなる。
- ・消費者を含む関係者に、飼育動物や生産物の正確な情報を提供できる。

該当業種＝②-1 は、すべての業種（畜産業）  
②-2は、酪農業、養鶏業（鶏卵）

### ③ロットと出荷先の対応づけ



【内容】 ロットと出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- ・回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼できる。
- ・出荷先から、納品日しかわからない出荷物について問い合わせがあったとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに飼育管理の記録や生産物ロットに関する記録などを調べることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

## 6.1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



素畜ロットとその出元（出生元（母牛や母豚）または導入元）の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

### （１）記録様式の作成・決定

ステップ1の「出生の記録」（p10）には、すでに出生元が記録されているので、それによって素畜ロットの出生元が特定できます。

ステップ1の「入荷の記録」（p12）には、素畜の導入元が記録されているので、それによって、素畜ロットの導入元が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

### （２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 6.2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼料・医薬品ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

### （１）記録様式の作成・決定

ステップ2の飼料・医薬品ロットの「入荷の記録」や「管理記録」（p25）には、すでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

### （２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 6.3 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ1)

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼育ロットと、その元になった素畜ロットや与えた飼料・医薬品ロットとの対応関係がわかるように記録します。

飼料・医薬品については、法令で、使用した年月日、場所、対象動物の種類、名称、使用量等を帳簿に記載するよう努めることが定められています。

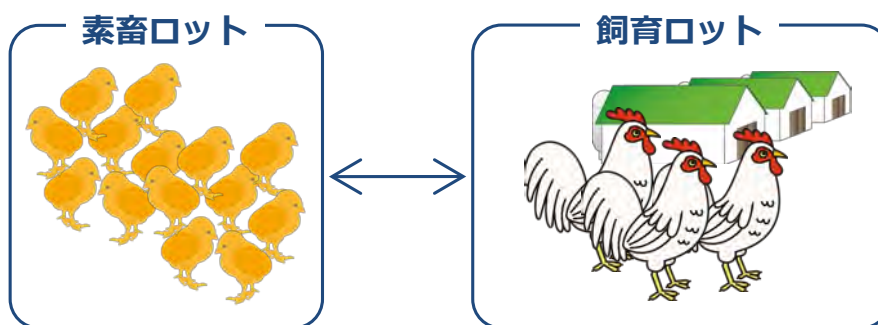
飼料については「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の別表第1の1(3)カ、医薬品については、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の第4条に記載されています。

### (1) 素畜ロットと飼育ロットを対応づける方法の検討

飼育ロットと、その元になった素畜ロットを対応づける方法を、検討します。

最も基本的な対応づけは、次のようなものです。

- 飼育ロット番号に、その元になった素畜ロット番号を対応づける。



#### (飼育ロットの組換えがある場合)

飼育期間中に飼育ロットを組み替える場合、元のロットと新しいロットとの対応関係を記録しましょう。

新しい飼育ロット番号に、その元になった飼育ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

牛の場合



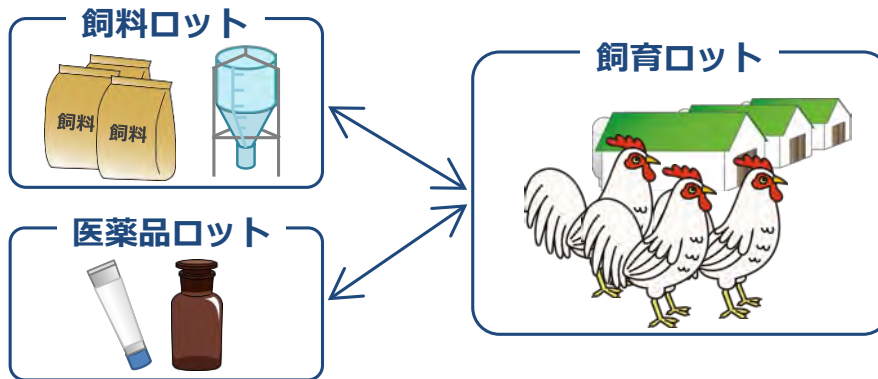
- ・牛は個体識別されているので、新しい飼育ロットと個体識別番号を対応づけるとよいでしょう。

## (2) 飼育ロットと飼料・医薬品ロットを対応づける方法の検討

飼育ロットと飼料・医薬品ロットを対応づける方法を検討します。

最も基本的な対応づけは、次のようなものです。

- 飼育ロット番号に、飼育時に投えた飼料や医薬品のロット番号を対応づける。



※飼料ロット番号とは、5.2 で解説した、入荷した飼料に割り当てたロット番号です。飼料メーカーが定めたロット番号である必要はありません。医薬品ロット番号も同様です。

より簡便な方法として、飼料・医薬品ロットごとの利用開始日と利用終了日を記録する方法があります。飼育管理の記録に飼料・医薬品ロット番号を記載しなくても、飼料や医薬品の品名と利用日を記載すれば、その飼育ロットにどの飼料・医薬品ロットを利用したか、特定できます。

### (医薬品が獣医師またはその指示により投与された場合)

医薬品について、獣医師が治療を行った場合は、獣医師が記載する診療簿や使用基準が設定されている医薬品の使用に関する帳簿の控えをもらい、飼育ロット番号を記載する、飼育管理の記録に添付することで、飼育ロットと対応づけることができます。

畜産業者が獣医師から交付される指示書をもとに医薬品を投与した場合は、指示書の使用者控えを活用して、飼育ロット番号を記載し対応づけることも可能です。

### (飼料をサイロやタンクに継ぎ足して給餌する場合)

バルク単位で仕入れた飼料を、直接飼料用タンクに搬入する際、以前に搬入した飼料が残っていて、継ぎ足す場合があります。

その場合でも、飼料ロットの入荷の記録に、入荷日、数量とともに、どのタンクに入荷したか記載があれば、飼育管理の記録を照合することで、入荷した飼料がおおよそどの飼育期間に与えられたか、把握することが可能です。

以上のことを考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

**One Point!****【放牧する場合】**

飼育動物を放牧する場合は、放牧期間、牧区と放牧をした飼育ロットの対応関係を記録しておきましょう。

**One Point!****【飼料をみずから調製・配合する場合】**

仕入れた飼料原料またはみずから生産した牧草・穀物等の原料をもとに、畜産業者自身が飼料を調製・配合している場合（サイレージの調製、食品残さの乾燥・調製、飼料原料の配合を含みます）には、飼料原料のロットと飼料ロットの対応関係がわかるように記録するのが基本です。これにより、「トレーサビリティが問われた事例」(p1) のような事故が起きた場合、事業者側の損害を抑えることにつながります。

なお、飼料の自家配合等をする場合であっても、反復継続する意思をもって行う場合は、飼料の製造業者にあたるため、法令に従い、混合した飼料の製造の記録に取り組む必要があります（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第72条）。

**牛の場合**

・ BSE の発生を防止するため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿）には、動物由来たん白質が含まれている飼料を給与することが禁止されています。

酪農業、肉用牛生産業で、反すう動物以外の畜種を同じ農場内で飼育している場合には、牛に動物由来たんぱく質が含まれていない飼料を与えるよう注意するとともに、飼育ロットに正しい飼料を給餌したことを記録に残しましょう。

**（3）記録様式の決定**

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロットの対応関係がわかる記録様式となっているかを確認します。

例1) 飼育ロットごとの飼育管理の記録を利用する場合

以下の項目を記録できるようになっているかを確認します。

- ・ 飼育ロット番号
- ・ 元になった素畜のロット番号とその数量
- ・ 与えた飼料・医薬品のロット番号とその数量、与えた日

※飼料・医薬品ロットごとの利用開始日と利用終了日を記録する簡便な方法を実

施している場合は、飼料・医薬品ロット番号の部分に、飼料や医薬品の品名を記載しましょう。

例2) 入荷ロットごとの受け払い台帳を利用する場合

以下の項目が記録できるようになっているかを確認します。

- ・飼料・医薬品のロット番号
- ・与えた動物の飼育ロットの番号と、与えた飼料・医薬品の数量、与えた日

### 牛の場合



- ・牛は個体識別されており、個体ごとに診療や治療を行うので、個体識別番号に医薬品ロットを対応づけて記録するのが合理的です。

### 牛の場合 (酪農業)



- ・酪農業において、乳用牛と飼料・医薬品ロットを対応づける際に、「生乳生産管理チェックシート」の『飼料給与記録表』や『動物用医薬品等の投与記録』、『乾乳軟膏の使用記録』などを活用するとよいでしょう。

## (4) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。



### One Point!

#### 【廃棄の記録】

動物の処分や、飼料・医薬品を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。



## 基本 | 取組事例8：肥育素牛と飼育ロットの対応づけリストの作成

牛は、牛トレーサビリティ法に定められているとおり、個体識別番号を付与し、基本的には1頭ずつで管理が行われています。

肉用牛生産業の肥育農場Hでは、家畜市場等から肥育素牛を導入し、肥育しています。同時期に導入した肥育素牛は、肥育段階に応じて複数頭ごとに牛房へ分けて、飼育ロットを設定し肥育しています。肥育段階ごとの飼育ロットと素畜を対応づけるために、飼育ロットと牛房番号、そのロットに含まれる素畜の個体識別番号を記録し、パソコンの表計算ソフトに入力して管理をしています。

	A	B	C	D	E	F	G
1	牛管理番号	個体識別番号	導入日	導入舎	育成舎	仕上舎	飼育日数
2	3533	*****-*****-1	H26.12.15	3-10	3-19	10-15	426
3	3534	*****-*****-0	H26.12.15	3-08	3-11	10-12	426
4	3535	*****-*****-1	H26.12.15	3-12	3-17	8-12	426
5	3536	*****-*****-2	H26.12.11	3-12	3-17	8-12	422
6	3537	*****-*****-1	H26.12.11	3-17	4-05	8-08	422
7							

課題  
対応

## 取組事例9：飼育ロットの組換えと素畜ロットとの対応づけ

【適用対象】 飼育ロットの組換えがある畜種の畜産業者

## &lt;課題&gt;

養豚業は、離乳後の育成・肥育段階で飼育ロットを複数回組み替えて飼育する場合があります。その際、素畜ロットと飼育ロット、飼育ロットの組換え前後のロットの対応づけを行うためのロット番号の表示と記録が必要になります。

## &lt;対応&gt;

養豚業の生産農場Iは、繁殖から肥育まで一貫して行っています。同じ母豚から出生した子豚（腹単位）を素畜ロットとして識別するために、耳刻を入れています。離乳するまでは、基本的には素畜ロットの単位で飼育されます。離乳後、複数の素畜ロットが統合され、1つの豚舎で飼育されます。その際、どの素畜ロット番号（耳刻番号）の豚が何頭、どの豚舎に入ったか記録をします。そしてその後、肥育段階で飼育ロットが組み替えられる際は、組み替え前後の豚舎番号が記録され対応づけられます。

飼育ロットと飼料ロットの対応づけは、豚舎単位で記録されます。

飼育ロットは、「育成舎移動記録」によりどの素畜ロットから構成されているか対応づけられており、素畜ロット番号（耳刻番号）を確認することで、出生の記録まで遡ることが可能です。

育成舎 移動記録					肥育舎 移動記録			
農場名： ○○○農場					農場名： ○○○農場			
育成舎： 2A								
導入日： 2015年5月20日								
分娩日	耳刻番号	品種	頭数	備考	育成舎No.	肥育舎No.	受入日	出荷予定日
15.4.16	1522	LW	8		2A	10	15.7.10	15.10.10
15.4.16	1530	LW	5		2B		15.7.10	15.10.10
15.4.16	1531	LW	7		3B	12	15.7.10	15.10.10
15.4.18	1545	LW	10		3A		15.7.15	15.10.15
15.4.18	1552	LW	9		3C		15.7.15	15.10.15
15.4.18	1552	LW	9		5B		15.7.15	15.10.15
∴	∴	∴	∴		∴	∴	∴	∴
∴	∴	∴	∴		∴	∴	∴	∴
∴	∴	∴	∴		∴	∴	∴	∴
合計			80					

## 6.4 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ2)

【該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）】



飼育ロットと、その飼育ロットから産出された生産物ロット（生乳や鶏卵）との対応関係がわかるように記録します。

### (1) 合理的な対応づけの方法の検討

飼育ロットと生産物ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 生産物ロット：「同一日に収集した、同一品種の生産物」と定義
- 対応づけ：生産物ロット番号と、それを産出した飼育ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

食品安全上のリスクへの対応などのために、収集にあたって別の飼育ロットからの生産物を統合したくない場合には、飼育ロットごとに生産物を収集しましょう。この場合は、1つの飼育ロットと生産物ロットを対応づけます。

以上のことを考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

### (2) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、飼育ロットと生産物ロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

生産物の収集に関する「作業記録」を使用する場合

生産物ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・生産物ロット番号
- ・元となった飼育ロット番号、収集日、数量

「飼育管理の記録」を使用する場合

飼育ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・飼育ロット番号
- ・そこから収集した生産物ロット番号、収集日、数量

牛の場合  
(酪農業)



- ・酪農業では、「生乳生産管理チェックシート」を活用するとよいでしょう。『衛生管理チェックシート』の備考欄を活用し、搾乳頭数や乳量などを記録するとともに、『動物用医薬品等の投与記録』、『乾乳軟膏の使用記録』に記載された「治療牛コード/号」、「出荷日」(生乳の出荷を再開した日)を照合することで、搾乳牛の個体識別番号と生産物ロットを対応づけることができます。

### (3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。



#### One Point!

##### 【廃棄の記録】

生産物を廃棄するときにも、いつ(日付)、何を(品名、わかる場合にはロット番号)、どれだけ(数量)廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。

## 6.5 ロットと出荷先の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



A（飼育した動物（生体）を出荷する場合）：飼育ロットと出荷先との対応づけ

B（飼育した動物の生産物を収集し出荷する場合）：生産物ロットと出荷先との対応づけ

ロットと出荷先の対応関係がわかる記録様式を作ります。

生産物の出荷先が特定の1カ所しかない場合には、すべての生産物ロットがそこに出荷されるので、6.5では新たな取組みは不要です。

### （1）ロットと出荷先を対応づける記録様式を決定

出荷する際に、「出荷の記録」にロットが対応づけられる記録様式を決定し、記録します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p21,22（様式③-6,③-7）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

記録の様式としては、ステップ1で定めた「出荷の記録」（出荷伝票や納品書の控え等）に、ロット番号を記載するのが1つの方法です。

例：養豚業における、肉豚の出荷記録

出荷明細書					
出荷先名 <u>〇〇〇〇 ΔΔセンター</u>					
出荷日		2015年10月13日			
農場名		〇〇農場			
運送会社名		ΔΔ運送株式会社			
車No.	954	運転者	〇〇		
品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要	ロット番号
LWD	36	2015年10月14日	なし		A0824-1
上記のとおり、出荷します。					

### （2）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

## 7 記録の保存・伝達

### 7.1 記録の保存



- 【内容】 記録を整理して合理的な期間保存し、ただちに取り出せるようにしておく。
- 【効果】 ・問題発生時に、問題のある素畜、飼料・医薬品の入荷先、畜産物の出荷先、事業者内部の移動を迅速に調べ、対応できる。規制機関（政府や地方自治体など行政機関）や取引先などに対して報告できる。

#### 【取組内容】

##### （１）保存方法の決定

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

問題が生じた際に、ただちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

##### （２）保存期間の設定

記録は、取り扱った畜産物（生体、生産物）の流通・利用実態を考慮して合理的な期間を設定し、保存しましょう。

出荷先やその先で冷凍品や加工食品の原料となる可能性がある場合には、それを考慮して、記録の保存期間を設定しましょう。

食肉や生産物またはその処理・加工した食品を食べた消費者に健康影響が生じた時期や、表示に関する疑義が生じた時期に、追跡・遡及に対応できるよう、保存しておくことが重要です。

なお、法令では、次の表のように保存期間が定められていますので、保存期間を設定する際の参考としてください。



表 法令にもとづく記録の保存期間

法令等	対象	保存期間
食品衛生法第3条第2項にもとづく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針	食品等事業者それぞれの、仕入れ元・出荷・販売先等に係る記録、殺菌温度や保管時の温度等の製造・加工・保管等の状態の記録	事業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限または賞味期限）に応じて合理的な期間を設定する。 多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。 ・生産段階：販売後1～3年間 ・製造、加工段階：販売後1～3年間 ・流通段階：販売後1～3年間 ・販売段階：販売後1～3か月
牛トレサ法	牛の個体識別番号を含む入荷・出荷等の記録	1年ごとに閉鎖し（とりまとめ）その後2年間保存
法人税法施行規則第59条、第67条（法人） 所得税法施行規則第63条、第102条、第103条（青色申告者、白色申告者）	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	法人は7年間、青色申告者と白色申告者は5年間
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の別表第1の1（3）カ	法規制の対象となる家畜（牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏など）や養殖水産動物への飼料一般の使用に係る記録	帳簿の保存期間の目安は、ブロイラーは2年間、採卵鶏は5年間、豚は2年間、牛は8年間
「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の第4条	別表第一から別表第二までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物へ使用した際の記録	獣医師が動物用医薬品を使用した場合、診療簿に記載することで代えることが可能となっており、診療簿の保存期間を目安とし、牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊は8年間、その他の動物は3年間（獣医師法施行規則第11条の2）

## 【巻末資料】畜産業の関連事業におけるトレーサビリティのステップと取組要素

畜産業の関連事業では、その業種の特徴に応じたトレーサビリティの取組みが進められています。業種ごとの一般的な工程の流れに沿って、各ステップの取組内容を以下にまとめました。トレーサビリティに係る取組状況の確認や見直しをする際などにお役立てください。

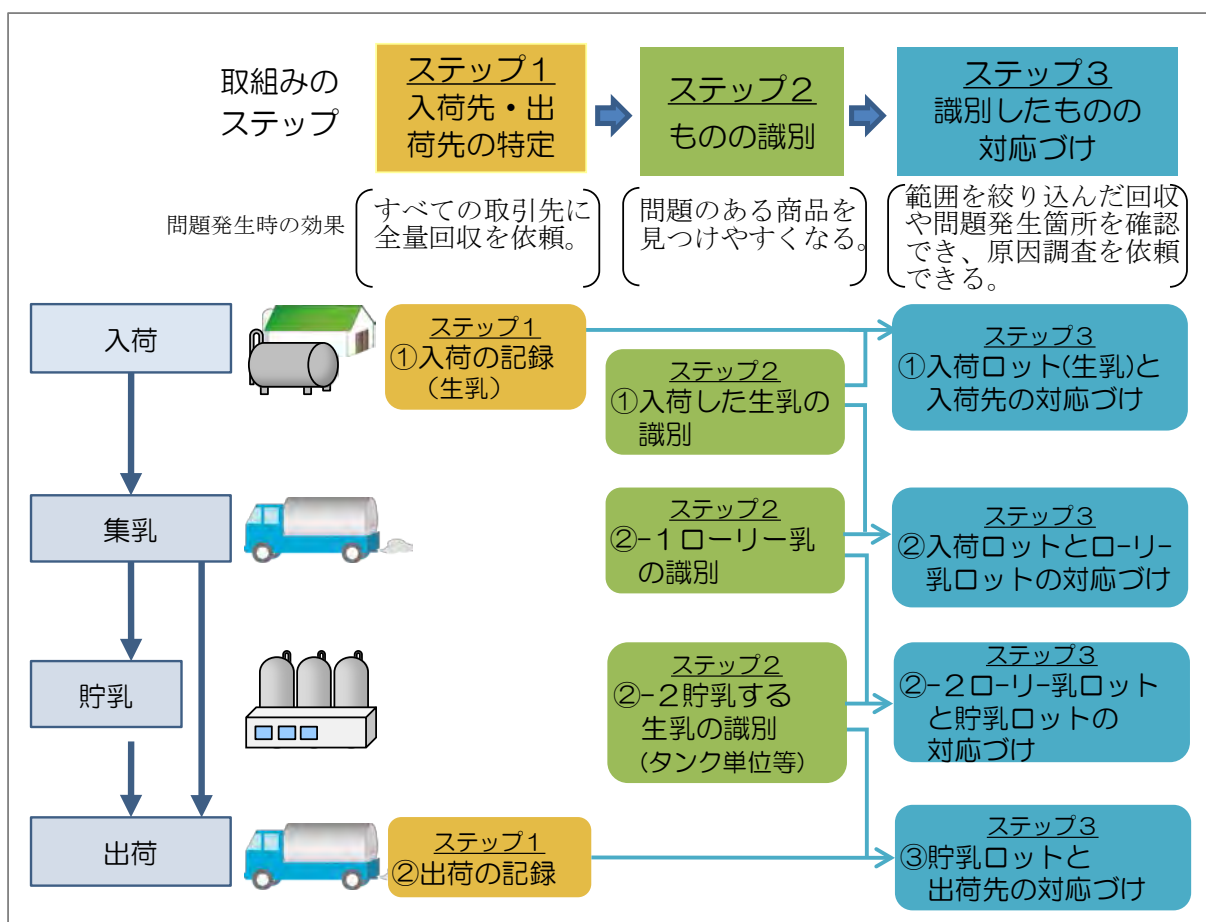
### (1) 集送乳業

集送乳業者は、集乳車を使って、エリア内の農場を回って集乳します。集乳車1台で複数の酪農家を回るため、集乳した各酪農家の生乳は集乳車のタンク内で合乳されます（以下、ローリー乳）。

集乳車は拠点となるクーラーステーションや乳業工場へローリー乳を運び、搬入前に受け入れ検査を受けます。検査結果に問題がなければ、クーラーステーションや乳業工場に設置されたストレージタンクに搬入します。なお、クーラーステーションでは、集乳エリア内から集乳したローリー乳を冷却、貯乳し、乳業メーカー等へ出荷（送乳）します。

集送乳業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図2のとおりです。

図2 集送乳業の工程における取組みのステップと取組要素



## ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先（酪農家）のバルククーラーから集乳後、生産者名または番号、集乳日、集乳量、温度などを記載した集乳伝票を入荷先へ渡します。集送乳業者は、その控えや路線伝票、集乳車単位の受乳記録を「入荷の記録」として保管することで、入荷先を特定することができます。

出荷先については、出荷先へ渡す送乳伝票の控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

## ステップ2 ものの識別

集送乳業者が集乳する生乳は、酪農家が搾乳してバルククーラーに貯蔵されています。多く場合、酪農家に1台のバルククーラーがあり、特に表示はされていませんが、複数ある場合は、番号等の表示で識別される場合もあります。

集乳車が、集乳する酪農家と順番は集乳コースとして決まっている場合がほとんどです。コースに含まれる酪農家から集乳した生乳は、集乳車のタンクで合乳されます。集乳したローリー乳は、集乳日、集乳コース、車番等で識別されます。

集乳車から、クーラーステーションや乳業工場等のストレージタンクに搬入・貯乳された生乳は、ストレージタンク番号で識別されます。

## ステップ3 識別したものの対応づけ

酪農家のバルククーラーから、集乳車に移ったときに、集乳コース内の他の酪農家の生乳と合乳されます。

入荷ロットとローリー乳ロットは、集乳伝票の控えや路線伝票、集乳車単位の受乳記録に、入荷先名と、集乳コース、車番、集乳担当者名等の集乳車を特定できる内容が記載された記録があれば、対応づけが可能です。

ローリー乳ロットと貯乳ロットの対応づけは、どの集乳日、集乳車（車番）、集乳コースのローリー乳がどのストレージタンクへ貯乳されたか、受乳に関する記録によって対応づけが行われています。

貯乳ロットと出荷先の対応づけは、どのストレージタンクの貯乳ロットを、どれくらい、どの出荷先へ送乳したか、送乳に関する記録によって対応づけが可能です。クーラーステーションが発行する送乳伝票に、貯乳ロット番号を記載することで対応関係を把握することができます。

## (2)と畜・解体業

肉用牛や肉豚、食肉用として出荷された廃牛や繁殖活動を終えた母豚や種豚は、食肉センターや食肉卸売市場などのと畜場でと畜・解体が行われます。1日に複数の農場から生体（肉用牛や肉豚等）が搬入され、と畜・解体後、枝肉の状態に冷却、保管され、枝肉のまま出荷される場合と、部分肉に加工されて出荷される場合があります。

と畜・解体業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図3（枝肉出荷）、図4（部分肉出荷）のとおりです。

図3 と畜・解体業（枝肉で出荷する場合）の工程における取組みのステップと取組要素

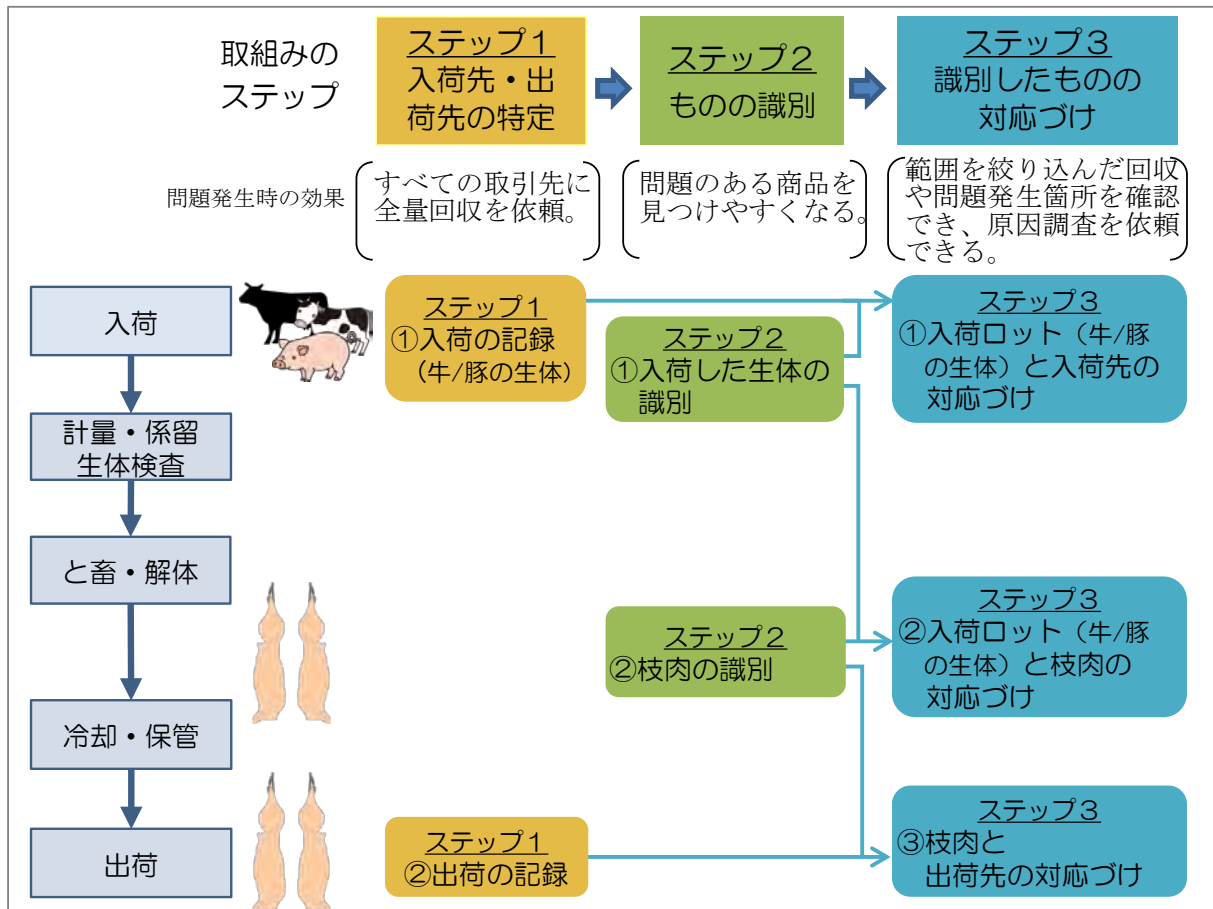
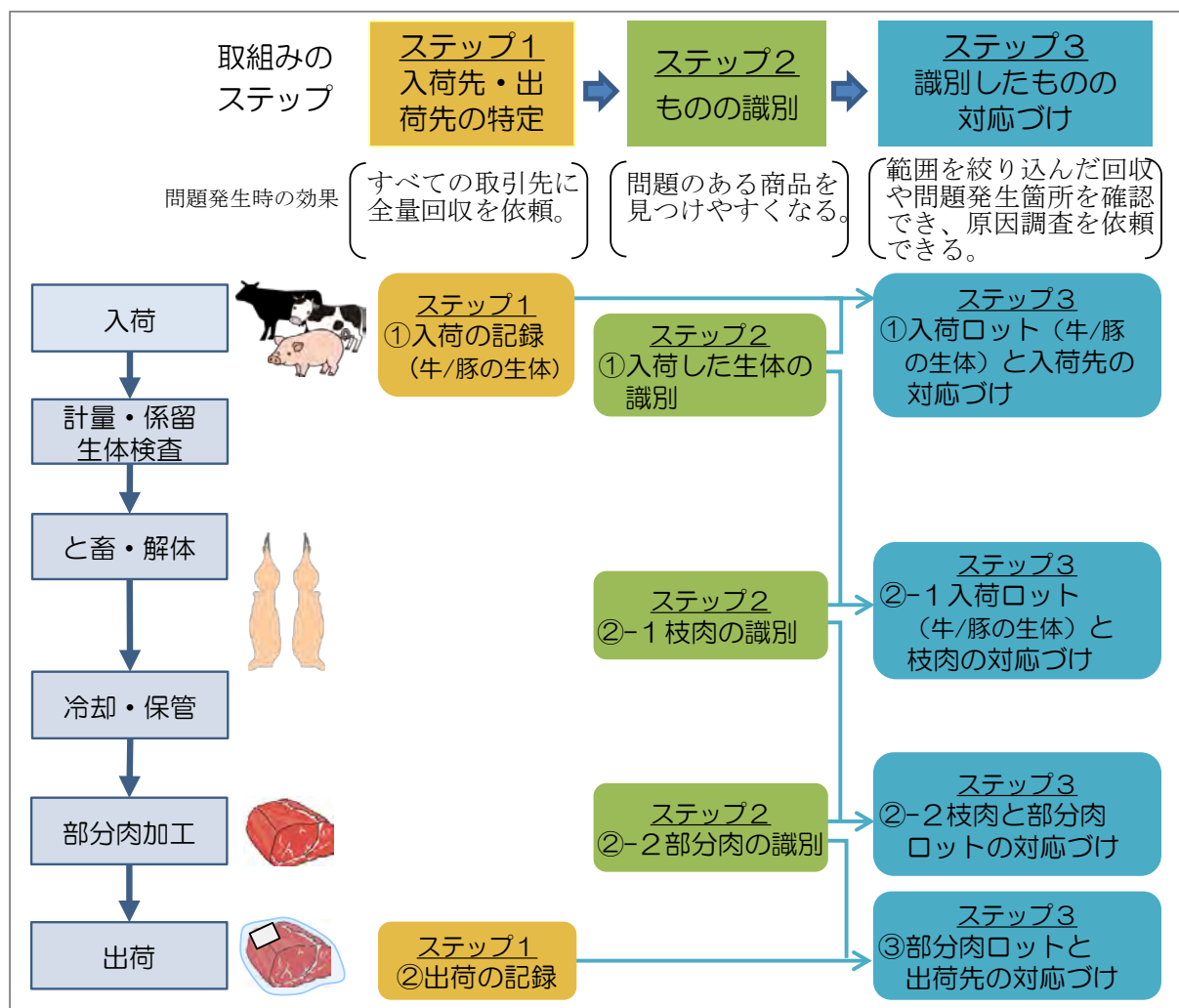


図4 と畜・解体業（と畜場にカット工場が併設され、部分肉加工後、出荷する場合）の工程における取組みのステップと取組要素



### ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、搬入伝票や出荷報告書等の伝票を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。

牛の場合、牛トレーサビリティ法で定められているとおり、荷受業者は譲受等の届出をします。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

牛については、詳しくは「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書」のと畜場編及び部分肉加工工場編をご覧ください。

豚については、「豚肉トレーサビリティシステム導入の手引き」の6-2と畜段階、(4)と畜段階における情報の記録・保管(p26~28)をご覧ください。

### ステップ2 ものの識別

肉用牛や肉豚等は、と畜前に搬入、係留されます。係留所には区画ごとに番号が振られており、入荷ロットは識別されます。

搬入された肉用牛や肉豚等はと畜順が決まります。牛は個体ごと、豚は農場単位等で順番が決まり、対応した枝肉番号が1頭ごとに振られます。

詳しくは「豚肉トレーサビリティシステム導入の手引き」6-2と畜段階、(2)と畜段階におけるロットの形成(p24)をご覧ください。

と畜後、枝肉番号を記載したタグを筋に取り付ける、枝肉番号ラベルをあらかじめ懸垂用のフックに取り付けておくなど、枝肉ごとに番号を表示して識別します。

牛の場合は、枝肉番号とともに個体識別番号やバーコードが表示されたラベルを貼付するか、個体識別番号と枝肉番号の対応を一覧表にまとめておくことにより、枝肉番号と個体識別番号の対応関係がわかるようにしています。豚の場合、入荷ロットと枝肉番号の内訳をまとめて対応関係を把握しています。

と畜場にカット工場が併設され手いる場合、枝肉を分割、成形し部分肉の加工を行います。1日に複数の部分肉ロットを加工する場合、ロットの切り替え時には、前のロットと後のロットの間隔を空ける、加工ラインに仕切棒や札を置いて流す、音楽を流すことなどを行い、分別管理しています。部分肉の包装に、品名、部位名、事業者名、賞味期限などが表示されたラベルが貼付され、識別されます。

牛の場合は、部分肉または包装に個体識別番号を貼付する、ロット番号を表示し個体識別番号と照合できるようにして識別します。

内臓や骨など副生物は、同一日にと畜・処理を行った生体から産出されたものを1つのロットとするなど、ロットを定めて、品名、賞味期限等で識別しています。

### **ステップ3 識別したものの対応づけ**

入荷ロットと入荷先の対応づけは、入荷先から受け取る搬入伝票や出荷報告書等の「入荷の記録」に係留区画の番号を記入する、係留区画を表した図に入荷ロット番号を記入することなどで対応づけが可能です。

牛の場合は、譲受等の届出のデータを活用することもできます。

入荷ロットと枝肉の対応づけは、「入荷の記録」に枝肉番号を記入したものや、入荷先、係留区画番号と枝肉番号の対応表などで対応関係を把握することができます。

入荷ロットと内臓や骨など副生物との対応づけは、と畜・処理した1日分の入荷ロットと副生物のロットが対応づけられています。

枝肉と部分肉ロットの対応づけは、枝肉の搬入指示書や部分肉の製造指示書、製造日報などに、部分肉ロットごとに、部分肉加工に仕向けた枝肉番号や個体識別番号が記入されており、対応関係を把握することができます。

枝肉や部分肉ロットと出荷先の対応づけは、出荷伝票や出庫管理表等に枝肉番号や部分肉ロット番号を記載することで、対応関係を把握することができます。

牛肉の場合、個体識別台帳に記載されている牛から得られた枝肉や部分肉を出荷する場合、容器包装や送り状に個体識別番号を表示し伝達する必要があります。一部の業務用牛肉で、部分肉や部分肉の包装に個体識別番号を表示せず、送り状に記載する場合は、照合できる記録を作成・保存します。

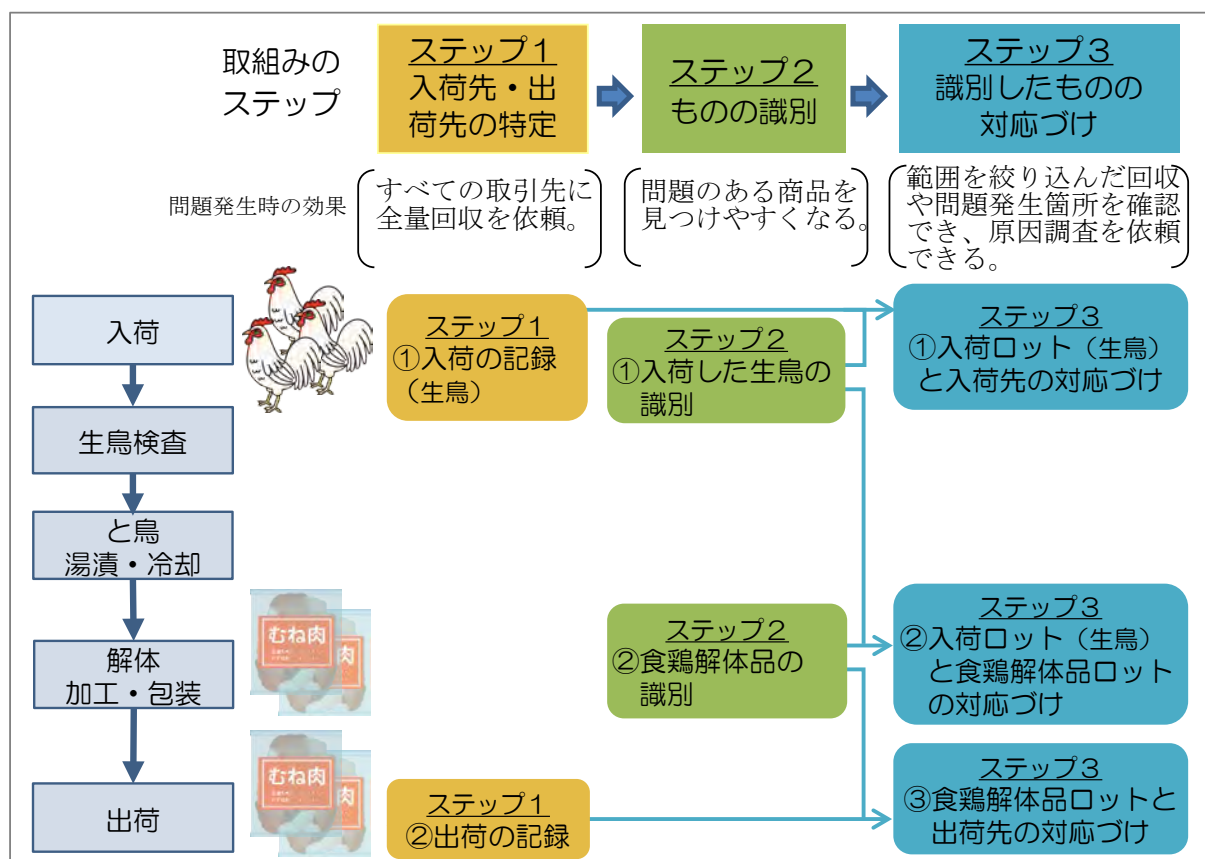


### (3) 食鳥処理業

食鳥処理業者は、1日に1つまたは複数の農場から生鳥を入荷し、と鳥・冷却、解体し、食鶏解体品として加工・包装を行い、出荷します。

食鳥処理業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図5のとおりです。

図5 食鳥処理業の工程における取組みのステップと取組要素



#### ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、出荷明細書等の伝票を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

なお、食鳥、とくにプロイラーの生産、処理、鶏肉の加工・流通においては、一貫して経営されていることが多く、その場合、食鳥処理場の入荷先・出荷先はともに、自社やグループ会社の事業所となります。

詳しくは「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き」の6-2 食鳥処理場、(4) 食鳥処理場における情報の記録・保管 (p27~29) をご覧ください。

#### ステップ2 ものの識別

食鳥処理業者は、生鳥を入荷し、同一入荷日、同一品種・鶏種、同一農場または鶏舎で入荷ロットを定義し、生鳥が入

詳しくは「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き」6-2 食鳥処理場、(2) 食鳥処理場におけるロットの形成 (p23~25) をご覧ください。

っているカゴに表示する等して識別しています。

同一日に入荷した生鳥をと鳥後、冷却、大捌し（おおばらし）をして、部位ごとに食鶏解体品として加工・包装を行います。食鶏解体品ロットは、同一品種・鶏種、同一加工日、同一部位のものを1つのロットとします。農場単位の入荷ロットごと、または同一日にと鳥処理したすべての入荷ロットから、1つの食鶏解体品ロットを形成しています。

内臓等の副生物については、同一日にと鳥処理をしたすべての入荷ロットから1つの副生物ロットを形成するなど定義して識別しています。

食鶏解体品や副生物の包装やケースに、品名（品種・銘柄）、部位名、賞味期限などを表示して、それらを組み合わせることで識別することができます。

### 【取組みのポイント】

食鳥処理場の設備や稼働効率を勘案し、食鶏解体品ロットを定義することが重要です。農場単位等、入荷ロットごとに食鶏解体品ロットを作る場合は、と鳥、中抜き後の冷却、解体処理においてロット間で作業間隔を空ける、マークを付けるなど分別管理を行う工夫が必要です。

## ステップ3 識別したものの対応づけ

入荷ロット（生鳥）と入荷先の対応づけは、農場から渡される出荷明細書の保管や、食鳥処理業者が作成する生鳥入荷表、受入台帳などの「入荷の記録」へ入荷ロット番号（または農場名や鶏舎番号等）を記入することで、対応関係を把握することが可能です。

次に、食鶏解体品を作る際は、作業効率や製品の仕様に応じて、1つまたは複数の入荷ロットから、どのような食鶏解体品を作るか検討し、加工・包装する際、加工指示書等に入荷ロットと食鶏解体品ロットの対応づけが分かるよう記録することで、対応関係を把握することができます。内臓等の副生物については、同一日に受け入れた複数の入荷ロットから、内臓等の種類ごとに1つのロットを作れば、対応関係が把握できます。

食鶏解体品ロットと出荷先の対応づけは、納品伝票や出荷管理台帳等に食鶏解体品ロットの識別記号を記載するか、簡便法として、賞味期限または消費期限を記載することでも対応関係が把握できます。

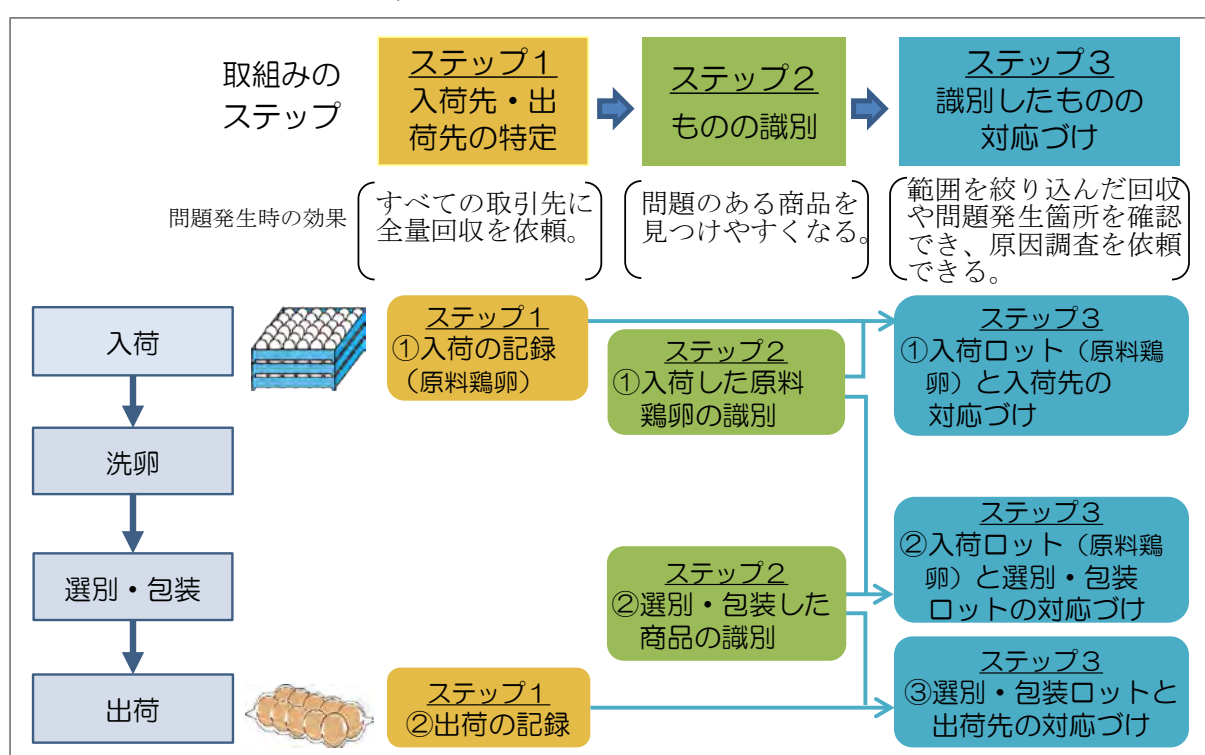
## (4) 鶏卵選別包装業

養鶏業（鶏卵）の生産農場で集卵された原料鶏卵を入荷します。入荷した原料鶏卵は洗卵され、様々な検査を行った後、鶏卵の取引規格にもとづき選別（グレーディング）、包装（パッキング）をして出荷されます。生産者自身が鶏卵選別包装業務をオンライン化して、養鶏、集卵から選別・包装まで一貫して行っている場合もあります。

消費者向けのパック鶏卵の他に、卵殻にヒビが入っているものや汚れがあるものなどは選別され、加熱加工用の鶏卵としてまとめられ、業務用向けに出荷されます。

鶏卵選別包装業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は図6のとおりです。

図6 鶏卵選別包装業の工程における取組みのステップと取組要素



### ステップ1 入荷先・出荷先の特定

入荷先から、出荷伝票等を受け取り、保管することで入荷先を特定することができます。鶏卵選別包装業者（以下、GP センター）の入荷先は、ほぼ固定されており、入荷先を特定することができます。

出荷先についても、納品書等の伝票控えを保管することで、出荷先を特定することができます。

### ステップ2 ものの識別

GP センターでは、1 つまたは複数の農場から原料鶏卵を入荷し、同一採卵日、同一品種、同一農場のものを入荷ロットとして定義し、原料鶏卵が納められたラックや

コンテナ等に、農場名やコード、採卵日、品種を組み合わせた識別記号を札やボードなどに表示して識別しています。

原料鶏卵を選別・包装した商品は、同一包装日、同一品種、賞味期限日のものを選別・包装ロットとして定義し、1パックごとにGPセンター名、品名、賞味期限を印字したラベルの挿入や貼付、または鶏卵へのシール貼付を行って表示しています。

### 【取組みのポイント】

加熱加工用の業務向け鶏卵については、選別・包装ラインから外れたものを集めてロットを形成しています。複数の包装日の鶏卵が統合されることがあり、加熱加工用鶏卵ロットにも選別日か包装日を表示し、製造日報に記録することで、加熱加工用鶏卵ロットに含まれる入荷ロットを特定することにつながります。

## ステップ3 識別したものの対応づけ

入荷ロット（原料鶏卵）と入荷先の対応づけは、農場から渡される出荷伝票などの「入荷の記録」に、農場名やコード、入荷日、品種名などを組み合わせた入荷ロット番号を記載することで、対応関係を把握することができます。

次に、原料鶏卵は入荷ロットごとにラインへ投入され、洗卵、検査、選別後、重量別など製品仕様に応じてパックに詰められ、包装されます。製造指示書や製造日報に、入荷ロットと選別・包装ロットを対応づけて記録することで対応関係を把握することができます。

選別・包装ロットと出荷先の対応づけは、出荷指示書等へ出荷先ごとに選別・包装ロット記号を記録していれば、対応関係を把握できます。簡便法として、賞味期限を記載することでも対応関係がわかります。

## 農林水産省「平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業」

検討会委員

- 有井 雅幸 東京デリカフーズ株式会社 執行役員 経営企画室長  
 池田 正彦 兵庫県 健康福祉部健康局 参事 兼 生活衛生課長・消費生活課参事  
 臼井 稔 全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部 営農・経済改革推進課長  
 江口 法生 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 事務局長  
 沓澤 宏紀 食肉流通標準化システム協議会 会長  
 古川 英子 一般財団法人 消費科学センター 理事  
 杉浦 健吾 東京青果株式会社 営業本部営業情報管理課 課長補佐  
 手塚 義博 一般社団法人 大日本水産会 国際・輸出促進部長  
 中村 啓一 公益財団法人 食の安全・安心財団 理事・事務局長  
 ◎新山 陽子 京都大学大学院 農学研究科 教授  
 矢坂 雅充 東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

畜産業分科会委員

- 大島 照明 一般社団法人 日本食鳥協会 専務理事  
 久木田 春一 鹿児島県経済農業協同組合連合会 養豚事業部 部長  
 沓澤 宏紀 食肉流通標準化システム協議会 会長  
 齋藤 淳 一般社団法人 中央酪農会議 業務部 次長  
 馬場 昭人 一般社団法人 日本卵業協会 会長  
 ◎矢坂 雅充 東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

---

平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業

**食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 畜産業編**

平成 28 年 3 月 発行

**問い合わせ先：**

農林水産省 消費・安全局 消費者行政課

TEL： 03-3502-5716 FAX： 03-6744-1974

Web サイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

**地方農政局など**

北海道農政事務所 消費生活課	TEL：011-330-8813
東北農政局 消費生活課	TEL：022-221-6095
関東農政局 消費生活課	TEL：048-740-0357
北陸農政局 消費生活課	TEL：076-232-4227
東海農政局 消費生活課	TEL：052-223-4651
近畿農政局 消費生活課	TEL：075-414-9771
中国四国農政局 消費生活課	TEL：086-224-9428
九州農政局 消費生活課	TEL：096-300-6126
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL：098-866-1672

---